

平成23年第3回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成23年9月13日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	谷本芳朋

産業建設課長	脇 田 英 男	産業建設課員 企 画 員	菅 谷 雄 二
産業建設課員 企 画 員	三 栖 啓 功	上下水道課長	植 本 敏 雄
上下水道課員 企 画 員	川 口 孝 志	教育委員会 教 務 課 長	笠 松 眞 年
教育委員会 生涯学習課長	山 崎 一 光		

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

なお、説明員の和田税務課長から欠席届が出ています。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

日程に入る前に、本日もクールビズ対応として上着を取っていただいても結構です。

町長より、台風12号による被害状況及び対応について報告を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

おはようございます。少し時間をいただき、台風12号の被害に伴う対応について中間報告をして、ご意見を賜りたく思います。

台風12号の被災に伴う現地調査を6日に行っていただきまして、まことにありがとうございます。また8日の議会の1日目のあいさつで少し説明をしていますが、先週は特に崩壊し、土砂が家屋に流れ込んでいる箇所の復旧や断水している家庭への給水の仮復旧、道路、河川と地すべり等の第一次的な応急復旧工事を行い、板木地区では道路の仮開通、河川では土嚢の設置、地すべり地域ではシートの設置を行いました。

不通区間は今のところ、芦山の奥で1軒の方があるのですが、この方のところは道が通じていないような状況です。なお、この方は田辺の息子さんの方へ避難されております。

また、被災箇所の現地調査を行い、復旧費の査定に入っていますが、復旧箇所が多く、すべて把握できない状況です。特にできない要因としては、例えば生馬地区の場合は県の河川としての復旧とするのか、町が道路として復旧するのか。また、山王橋とか畑山橋のように規模が大きく、どのような工法で復旧するかができないことがあり不明な点で、金額を計上することが困難な場合があります。また、潜水橋は河川課の調整が非常に困難と聞いております。

また、県は他の市町村、要するに田辺市とか白浜、すさみですけど、上富田町より被害が大きく、その対応に苦慮しているところでございまして、今後、県と協議しながら対応しますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

なお、箇所数や、どこだとかということにつきましては、一般質問されております。できましたら、その段階で答弁するというところでご理解をいただけるようお願いしたい

と思います。

昨日まで朝来の飛曾川地区と市ノ瀬の根皆田に住まわれている方より、土砂の流量が多く排除したところ、柱が破損している、家屋が破損しているとの報告があり、家屋解体も視野に入れる必要があると申し出があります。このことは私自身も担当も行って、現地を確認しております。もう既に柱が動いている、屋根が崩壊しているというような格好です。

今週からは職員に2次災害が発生しないような措置を取るよう指示しているところでございますが、予算的、財政的な問題が出てきます。莫大な費用がかかることにつきまして、ご理解をいただきたいと思います。

例えば、さきに報告した家屋を解体する場合、手で取りに行く費用のことを思ったら、家屋へ少しお金をかけてでも機械で取るしか安くなるというような場合がございます。そういう場合は、あえて手で復旧しにいくのではなしに、家屋の費用を負担してでもすることが町として費用が少なくなるというような事情がありますので、こういう点は1点ご了解いただきたい。

また、もう1つは救馬谷地区に、これは地すべり地域でございますけど、見ていただきましたようにサンアクティスの工場が操業しています。この工場につきましては梅酢の廃液処理をしている会社でございます、上富田町とかこの地方では、廃液処理をしている会社が少ないのです。ぜひとも操業を続けていただきたいというような会社でございます。その会社が処理したものを、例えば大手の飲料水メーカーへ卸しているらしいのです。大手の飲料水メーカーの方から、復旧のめどが立たんとか、安定して供給ができるような格好、要するにリスクがあるものだったら取引しないよというようなことの通告を受けているらしいのです。

町としましてはそういうことで会社と話したいと思いますが、会社からは、ここで復旧が1年も2年もかかるのだったらほかの場所で操業したいよという申し出があります。資金の問題とか、他の移転地区の問題がありますけど、できましたらそういう格好で協議します。1つの案としましては、上富田町は企業団地を持っております。一時的では借地になりますけど、そういう形で対応するというような方法が必要になってきます。

また、上岩田のもとの「愛の園」につきましては、工事としましては浄化槽を解体しなければ、下部へ落ちて通行人にけがをさすというおそれがあります。昨日の段階でも、やはり1日に1ミリほど動いているような状況でございます。

このことにつきましては全面交通止めしているけど、復旧のめどが立たない。要するに解体する必要があるけど、どういう格好で解体するか。機械を持って行って解体でき

んとか、人が乗っていてその瞬間に落ちるといことが出てきます。

できましたら道路側より仮設道路と仮押さえの盛土をするということで、全面通行止めして復旧するというような格好で、できたら工事をさせていただきたいと考えております。

特殊なケースですけど、このようなケースと、汗川の崩壊、要するにもう木が入り組んでもうどうしようもない。県もどういう格好ですか、よう方針を立てんということなんです。要するに民間の木が交互にしている。強いて言えばミニ土砂ダムができていような格好になっていまして、下流の方から何とかしてほしいよ。そこで木材が多い関係上、森林組合へお願いしております。

こういう事業につきまして、その出たものをどこへ運んでどういうふう処理するかというようなことが出てきます。今のところは、1つとしては企業団地の上富田町の所有地、今週からは水道の下水道建設予定地、若もの広場の下流の空き地へ木材を置くとか土砂を置くというような対応はしておりますけど、再度またそれを持っていかんなんという問題が出てきます。

要するにお願いしたいのは、こういうものを皆さん方に相談して予算を計上してするとなりましたら遅くなりますので、莫大な費用になりますけど早くするということで事前に協力を1つはお願いしたいと思っております。

次に生馬地区の問題でございますけど、土砂が路面近くまで、50センチほどないのです。本来であったら県の方で浚渫していただくような格好になりますけど、これも極端なことを言ったら順番を待っていたらいつの時点になるかもわかりません。県がしなければならぬ仕事も、危険が迫っていたら町がするということでご理解をいただきたいと思っておりますので、その点をよろしく申し上げます。

次に、こういうことにつきましてはいったん9月に費用を締め切りたいと思っております。10月に入ったら予算を計上して、要するに支払い義務が発生するので、議長さんとか議運の委員長に相談しますが、10月の段階で予算を計上して、支払い義務がありますので支払うということでご理解をいただきます。

次に、関連することでございますけど、これらの復旧計画を策定することがありまして、産業建設課へは、一般的な測量とか設計については町内の業者へ発注するように指示しております。地すべりの関係につきましてはコンサル、橋につきましてもコンサルへ発注しております。

今、言いましたように、仮復旧事業、測量は随意契約になります。これを正式に契約して発注するということが困難であるということのご理解と、この場合は随意契約の条項に当たりますのでよろしく申し上げます。

以上が一般的な方法でございますので、この点はよろしく申し上げます。

次に、義援金の問題でございます。今のところ、1名の方から紀伊民報あてに義援金を送ってきているらしいのです。町は義援金の口座は持っておりません。総務政策課に、昨日、義援金の口座を設けるよう指示しております。上富田町へ直接入る分は上富田町の義援金として処理します。ただ、社会福祉協議会へ義援金が入った場合は、全県の支援金をいったん集めて、県で被災地の状況とか被災の箇所について再配分するらしいのです。

よく言われるのは、テレビで報道とか人的な被害があったときに集中するよということはありませんけど、被害を受けられた方は皆さん一緒でございますので、そういう措置をしますよということの説明を受けております。

次に、町外のボランティア活動についてであります。先週の金曜日、町内の状況を見て、町内ではボランティア活動が必要ないと判断しております。既に町内ではボランティアは必要ないという判断をしました。

そういうことで先週の、日曜日なのですけど、日曜日に古座川の方へボランティア活動に行っております。上富田社会福祉協議会と古座川の社会福祉協議会に協議していただきまして、社会福祉協議会関係で17名、熊野高校と青少年町民会議で25名、上富田町職員10名を派遣しております。

また、保健師の要請もありますので、第1次として木曜と金曜にかけて、2人になるのか1人になるかわかりませんが、保健師を支援に派遣するようにしております。

また県から、1人で1週間程度なのですけど事務職員の支援要請がありまして、職員2名程度を派遣することにしております。

いずれにしても、その日その日の対応が出てくるのですけど、先手先手というわけではないのですけど、先手先手で対応することが安心して生活できると思いますので、この点をご理解いただきましてよろしくお願ひし、またご意見を賜りたいと思っております。

ほかのことにつきましては、今日は一般質問の中で質問されておりますので、できたらその中で答弁するということをご理解を賜りますようよろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

それでは、町長の報告が終わりました。

後ほど一般質問の方でも台風12号の被災状況等について質問ございますけれども、今の町長の報告の中で何かご意見がありましたら発言を許可しますので、挙手をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

それでは、意見なしと認めます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

議長(奥田 誠)

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番、井潤 治君。

12番(井潤 治)

皆さん、おはようございます。

質問に入ります前に、このたびの台風12号に対する取り組み、町長を先頭に副町長、町職員の皆さん、課長の皆さん、また担当課の皆さん、本当に昼夜分かたず懸命な努力をされていたことに、私は、ここで住民の人が言えませんが、この公の場をかりましてお礼を申し上げたい、感謝を申し上げたいと思います。ご苦労さんでした。

さて、質問に入ります。

私は住民が主人公のまちづくり、住民が安心して暮らせる、そして常識がまかり通る町政を目指して、皆さん方にご質問をしたいと思います。

まず1番目の問題は、義務教育の無償化を目指し、就学援助制度の安心でわかりやすい制度の利用についての問題です。

そもそも就学援助というのは、教育の機会均等を定めた憲法第26条や、教育基本法、学校教育法に基づく制度であります。この制度が2010年度から、今までの支援、支給項目にさらにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費もその対象になりました。

そこで、まず1つの質問は、この就学援助制度の活用状況についてお聞きしたいと思います。

1つとして、町の支援項目は国の基準支援項目と同じか、それとも、金額も問題でありますけれども、その差異はあるのか。新しく加わりました項目も全部入っておるのかどうか。

2つ目は、就学援助の申請に当たってどのような方法でやっているかという問題です。申請漏れがないために、就学援助の申請に当たってはお知らせ等々が保護者に配られる

のでありますけれども、そういうことが行われているのかどうかご報告願いたいと思います。

3番目には、平成23年度の児童生徒が支給を受ける比率はいかほどのものなのか。その受給児童生徒数、あるいは学校別、学年別にでも報告されたいと思います。

4番目には、中学生に対する支給についてであります。

この就学援助金が、入学後に支給されるという場合があります。むしろ中学生については入学前に入学準備金というような形で必要になるかと思うのですけれども、そういう中学生に対する支給の状況はどうなっているかという問題です。

以上、4つのことについて1回、1番の問題では質問したいと思います。

次に2つ目の問題は、東日本大震災・福島第1原発事故の放射能汚染の問題であります。

原発事故の問題について、6月議会で私は原発の問題で3つの質問をいたしました。原発の技術の問題、安全神話の問題、紀伊半島に原発は要らない、この3つの観点で質問をいたしました。

今回の福島原発事故のように大量の放射性物質がひとたび外部に放出されますと抑える手段がないこと、長期にわたる危険を及ぼす可能性があり、地域社会全体の存続そのものを危うくすること、放射性物質に死の灰を原子炉内部で閉じ込めておく絶対安全な技術が存在しないこと、そもそも今の今日の原発は技術は本質的に未完成である、危険だという話を、私はそのことについての答弁を求めました。しかし、これに対しては具体的に町長の認識を示し、説明していただくことはできませんでしたが、しかし、安全神話の問題で町長は6月の答弁でこういうふうに述べております。

「安全神話でございますけど、今回の事故を踏まえたときには、安全神話の話は崩れたものと思っておりますし、私はむしろ安全神話というのは、チェルノブイリとかスリーマイル島の事故を思ったとき、もう既に安全神話は崩れているよ。ただ、技術的には100%安全なような状態」云々の答弁をしております。

さらにその後で、最近のこととして、福井県小浜市議会の意見書の問題を言っております。原子力からの脱却の問題、あるいは代替エネルギーの問題の意見書ですけれども、この町長の原発神話の崩れているという問題に対しては、これが町長の今の見解だというふうに私たちは理解しております。

ですから町長については、町民の知りたかったのは、もっと踏み込んで原発技術の問題であったわけですけれども、ぜひ、今後、代替エネルギーの問題を含めて原発の問題についての学習をされ、またいつか質問をする機会がありましたら住民の皆さんにも聞かせていただきたい、このように思っております。

まず、大きな質問の2つ目です。

この原発事故から町内住民の間から聞こえてくるのは、この事故からの大きな衝撃です。衝撃を受けたということであり、大気中に放出された放射能が当町にも及んでいるのではないか、放射能で汚染されているのではないかという疑問と不安がいっぱいあります。

そこで、町として町民にどういう対応でこれらの疑問、不安にどう答えるのか、不安を取り除くのか、そのことをお聞きしたいと思います。

幾つか項目を挙げておきたいと思うのです。

まず、水道水ですね。水道水に暫定基準を超える放射性ヨウ素131が検出されないのか。上水道ではどうか。子供の学習、生活の場である学校、幼稚園、保育所、砂場、公園などへの放射能の状況はどうか。町内の福祉施設はどうか。子供の給食材料は大丈夫なのか。土壌、野菜、また魚は大丈夫か。

以上のことについて汚染調査をして、町民に安心、安全を与えることが必要ではないか。このことが1つ目の質問です。

次に、空間放射線量、率の調査をすべきではないかという問題です。

一体この上富田の空間にどれだけの放射線量があるのかという調査をやったりしておく必要があるのじゃないか。あるいはまた、公的機関がそういう調査をやっていたら、そういうデータが町の方に提出されているのか。このことをお聞きしておきたいと思います。

また、幾つかのスーパーがありますけれども、ここでも例えば肉が売れないという問題があります。ですから、スーパーに出ている商品が本当に汚染されていないのかどうかという疑問が、これもまたスーパーに通うお母さんたちの間でささやかれている問題であります。

この問題について1回目は、その2番目の大きな問題ではお聞きしておきたいと思います。

次に、防災問題であります。

12号台風が意外と表から見たら被害がないように見えるけれども、裏に入ってみると上富田町は大変な被害があるのだということが先ほどの町長の報告にもありましたけれども、私も実は議員の皆さん方と同行して調べたときに本当にびっくりいたしました。

6月議会で私は防災問題についての総括的な問題点、あるいは提起をいたしました。それに基づくと、その答弁の中で、脇田課長の答弁の中にこういうのがあります。「土砂災害防止法の改正に伴う国土交通省による調査によりますと、町内の土砂災害警戒区域は、土石流の箇所が139カ所、急傾斜地区で335カ所、そして地すべりにつきま

しては5カ所になってございます」、こういうふうに答弁されております。

問題は、今回の12号台風が、いわゆるこの国土交通省による調査のこの地点がほとんど入っているのかどうか。あるいは、その時点の土石流では139カ所あるのですけれども、その部分については恐らく見回っているのだろうとは思いますが、どうなっているかという問題が1つあります。ぜひこれを聞いておきたいというふうに思います。

また、東日本大震災からもう6カ月を過ぎますけれども、続いて台風6号、台風12号に、いまだかつてない歴史的な自然災害が我々の生活に襲いかかったわけであります。しかし、この台風から私たちが何を学び取るかという問題が課題として残ってまいります。どういう教訓をこの中から引き出すのかということが言えるのではないかと思います。また、実際は教訓と、それから問題点を残しております。国も、地方自治体も、そしてそこに住む住民も、何を反省し、何を教訓とするか。そのことをしっかり現実的に、物理的に起こったことに対する点検をする必要があるかと思えます。

そこで、1つの問題です。

まず、防災意識の問題です。防災意識の中で、その視点は、行政とそこの職員と住民の側の意識の問題であります。ここでの意識の問題は、災害が起こったことに対する意識の問題です。初めからあらかじめこうだというものではなく、起こったときの対応の意識の問題です。

例えば、こういう台風が起こりました。また、水が出ました。今回で言いますと、富田川が土砂ダムになって、土石流がひょっとしたら富田川を越えて我が上富田地区内の住民にも被害を与えるのではないかとということで、危険の勧告とかいうのをやりました。放送をかけました。そのことを聞いた住民はどういうふうに思ったか、どういうふうにとらえたかという問題であります。

その放送の文句も、こうだったそうですね。できる限り避難をしてくださいというものであります。できる限り避難をしてくれというのは非常にあいまいな言葉で、恐らくその放送をかけたところも、できる限りでいいのだなという判断なのか。あるいは、そういうふうに判断する材料をきちっと持っておられたのか。あるいは、これはきちっと避難しなさいと言わなきゃならなかったのかという、その取り方ですね。そこがどうも私はもうひとつ町内、いわゆる放送をかけた側にそれがなかったのではないかと。

ところが、今度、それを受けた側、それは1つの町の方針ですから、どこかへ行かなきゃならないと思うのですけれども、一体私らはどこへ行ったらいいのかと。地震のときには確かに老人憩いの家へ行ったらいいかもわからんけども、土石流が来たときにこの平地で、川のはたで、高いところもはたにないところの人たちがどこへ行ったらいい

のだと。具体的に言われないと私らは本当に右往左往するよというのが、井戸端会議の中で出ておる話であります。

要するに、住民に対する風水害、地震への備えの意識がどうあるかということの1つ問題ですけれども、やっぱり現実に関が起こったときに物理的にその問題を処理していくためには、そこに住む住民が命を守られ、安全を守られるということが大事でありますけれども、そのときにぴたっと言っている方と、それから受ける方との意識がきちっと一致すると、一致したら行動が起こると。こういう状況をいかにつくるかという課題が1つあるのではないかというふうに私は思うのですが、どうでしょうか。

私は、必ずしも町当局だけの問題ではないと。住民の側の問題もあると思います。これは東京女子大学の名誉教授で災害心理学の先生の言葉でありますけれども、こんなに言っています。自分の身は、まず自分で守る、これが鉄則だと。人々は、避難勧告を行政が出してももう少し様子を見てと思いがちである。避難したがるのは普通の人間の通性。大事なのは、避難する習慣をつけておくこと。こういういろんなことを言っているわけですね。

だから、住民の皆さん方がそういう状況にあるのだということを知った上で放送するか。あるいは、そういう住民の側の意識喚起をどうするかという問題がここで課題になってまいります。それがやっぱりこの場合に必要ではないか。つまり防災意識というのは、いざというときに、みんな、それっ、逃げろ、それっ、安全なところへ行けという、この意識が住民の中にあり、そして的確な表現ですね。どここの地域についてはどこどこの高台へ行ってください、どここの地域についてはどこどこへ行ってくださいと、こういうような指示する、そういうことが可能だし、そして、それをやらきゃならないのではないかという課題を残したのではないかというように思います。

次に、集落排水とか公共施設の問題であります。

これはどこに原因があるのか、私もまだ定かではないのですが、ある地域で集落排水の家の終末のたまるところがあるでしょう。そののあれが跳び上がって水が噴き出したというのですよ。変な話ですけど、大が流れないというようなことがあったと。それはそしたらその集落排水だけかと思ったら、浄化槽でもそういうことがあったというのですね。これは水が入ったのだらうと思うのですが、これがどこに原因があるのかということは、やっぱりはっきりしておかなきゃいけないと私は思います。

なぜかと言えば、上富田町は浄化槽を含めて公共下水もそうですが、合併しない町として自分たちでそういう整備をずっとやってきたわけですね。これからはどんどんそれを加入させていかなきゃならない中で、こういうことが逆風になるのではないかというふうに思いますので、ぜひこの原因をはっきりさせて、住民のところはどうだっかを含

めて、やっぱり言うておく必要があるのではないかというように思うのですね。

次に、防災問題についての職員の防災意識づくりの問題です。

今、申しましたように上富田町は合併しない町として独立を保ちました。その独立を保った結果、大変いい政治を住民の皆さんと一緒にやろうとしております。しかし同時に、上富田町の、今、職員は100名ですか。正職員は、100名ちょっとですか。118、16ぐらいですかね。保育所を除いたら、もっと町長部局には少ないと思うのですけども。

で、上富田町には98の町内会があるのですね。その100名近い職員の中で男性職員は、私がちょっと計算を間違ったのかわかりませんよ、これは、74名ぐらいだと思うのです。あとは女子職員ですね。そして、その他のは皆、臨時のパートの人ですね。そういう状況にあります。

そこで、少ない職員がいざというときに町の仕事をああでもない、こうでもないと言っておれないわけですね。と私は思うのです。だから、常にそこでやらんなんことは、私は上富田町というものの土地の分析を一人一人の者がちゃんと頭に入れておくということが大事だと思います。

それはなぜそんなに言うかといいますと、例えば、夜、住民の方から町へ電話が入ります。そうしますとその対応が、要するに、今、電話を受けている職員は、何のために私は、今、電話を取っているのかということがきちっと認識されない状況があったように私は思うのですね。これは、やっぱりきちっとしておかないかん問題だろうというふうに思うのですね。ですから、それは不安を与えることはあっても安心を勝ち取ることはならないと。だから、その問題があります。

また、私はこの少ない職員が、例えばいろんなことがあって、昼間、70何人の男の職員のうち仮に20人が町内でずっといろんなことをしなきゃならない。そういう状況がもし起きたときに、その仕事のかわりはほかの人がしなきゃならないのです。しなきゃならないでしょう。ほうっておくわけにはいかない。町政は生きていますからね。仕事は生きていますから。

ところがあまりにも、例えば5年も6年も同じところへ行って、その仕事には精通するけれども、他のことは全くわからないよという状況をつくってはいけないと私は思うのです。これは人事の問題ですから町長がやることなのですが、これは私は別個言うものではありません。ただ、私の心配なのは、そういうことから起きてくる住民へのサービス、あるいは住民が本当にやりたいことがすぐに仕事ができないという状況が出てくるのではないかと。

だから、少なくとも2年、3年ぐらいで、最高でも3年ぐらいで職場をどんどん変え

ていく。どんな仕事についても、精通はできなくても一般的にできる状況にどの職員もなっておくということが大事ではないかと私は思います。私の近辺にもそういう、精通しているけれどもケアレスミスが起きてくる、やっぱり緊張感がなくなってくる場合もあると思うのです、長いことおりますと。そういう問題があるかと思うのです。ですから、その点はどうなのかという問題です。

また、今度は地震だけに限りますと、町内のスーパーで地震が発生しました。そのときに町内のスーパーの住民を安全にする、そういう対応策はちゃんとスーパーが意識的に確保されているかという問題です。どうでしょうか。

それから4つ目には、つまり町長はもう町のマニュアルはできていると思うのです、大体ね。だけど、これは家でマニュアルもつくらなあかんのではないかと。さっきの意識の問題も含めてね。町の問題もつくらなきゃならない。そのためには、上富田町が一体どんな町なのかということが、例えばさっき言いましたこの箇所ですね。土石流の箇所が139あるというのだけど、自分の住んでいる、町職員が住んでいる地域がそういうやつに入っているところがあるのかないのかということさえ知っているのかどうか。何でも知るということがやっぱり物事を解決していく一番大きな宝だと思うので、ぜひそういう面も含めて、この対応策についてもやっていただきたいというように思います。

それから、12号台風への対応の問題です。

1つは、私は気になっているのですが、今、災害救助法が発令されている地域は、資料によりますと、これは今のですよ。田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町と、このようになっています。上富田町は入っていないですね。これは多分入ってくるのだらうとは思いますが。あるいはまた向こうは激甚災害ということもありますので、そこはどうか分かりませんが、これはさっき町長が、町財政の厳しい中で県の工事を自分たちで先やっておかな住民にとって危ないというような話もありましたけれども、そういうのを含めてここがどういうふうになるかという問題ですね。

それからもう1つは、どんなに小さな災害であっても、災害支援制度というのが幾つかあるわけです。その制度にやっぱり精通していて、そして、それを町民に提示できる。そのためには国、県、町のやれる可能性のある仕事、できる可能性のある救済、そういうものについての一括した窓口というものを町内に設置すべきではないか。そしたら、そこへ電話してくださいということを放送をかけて、そして連絡を取ってもらうというようにするということが大事ではないか。

さっき言ったのは、生活再建支援法というのが神戸のあの震災のとき、淡路震災のときにできたやつなのですね。これがあります。そして、いろんな事業があるのですが、その事業について、その事業一覧のパンフレットを早急につくって、そして欲しい人に

は提供するということが私は大事ではないか。そういうのがありますよということのアナウンスするということが大事ではないかというように思うのですけれども、どうぞでございますでしょうか。まず、そこら辺を聞いておきたいと思います。

次に、介護保険の問題です。

まず、介護保険の1号保険料とかいうものについては3年ごとに見直しをするということで、来年が見直しされたら1年度になります。その前年度ですから、今年中にそういう問題が発生するのではないかというふうに思います。

1号被保険者の介護保険の問題で、2012年から14年、第5回ですけれども、保険料の厚生省案というのが出てきております。次期保険料については、現在、月平均、変更計画ですよ、4,160円から5,200円になりますけれども、これを5,200円に引き上げるというように言っております。

これは、まず1万2,480円の増になるのです、年間にしますと。これだけ上げられますと。大変なことになるのですけれども、この法改正で特徴的なのは、都道府県の財政安定化基金を取り崩すことができるという規定が初めて設けられた。それから市町村の介護保険給付費、給付準備基金の取り崩しもあわせてよいということになっていると。そういう問題については、どういうふうになっているかという問題であります。

それから保険料はどうなるかという問題と、介護給付準備基金として取り崩して、これは許されたわけですから、保険料をできるだけ可能な限り安くするというこの問題です。

それからもう1つは、特養の多床室入居者については光熱費相当額、つまり住居費を取ろうというふうにしております。この対象者は一体どのくらいあるのか。特に、その中で低所得者への補足給付というのはあるのですけれども、これが非常に厳しくなってきているというような状況があります。これはどうなってくるのか。その影響と人数ですね。

それから次に、これが一番大きな問題ですけれども、介護予防、日常生活支援総合事業ということで、そういうことを創設することができるようになっております。これに対して町はどういうふうに考えておるか。特に要支援者というような問題については大変な問題が発生すると思いますので、そのことを言っていただきたいというふうに思います。

それからもう1つは、介護職員の医療行為の容認ですね。痰吸引を介護職員が行えるようにするということが出てきております。これは研修は経た上でそうなるらしいのですけれども、この問題でどういうふうになるかという問題です。

それから、高齢者の期待を裏切る24時間地域巡回型訪問サービスというのはやられ

るということなのですが、この改定で、このことが上富田で実現するのかという問題です。

以上、大きな問題で4つの質問をしました。答弁よろしくお願ひいたします。

議長（奥田 誠）

答弁願ひます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

12番、井澗 治議員の質問にお答へします。

まず初めに、義務教育の無償化を目指して就学援助制度の拡大・利用についてであります。この点につきましては教育委員会より状況を説明させます。

次に、東日本大震災・福島第1原発事故の放射能汚染についての調査であります。前回の答弁で、私は新聞とか雑誌で知り得た範囲しか知りませんよという、こういう答へ方をしております。

その中で、職員がみずから勉強しようかということで、いろんな形で勉強をされております。そのことについて今日の質問が多々ありますので、職員より答弁させます。

ただ、私は、井澗議員は上富田町で放射線量を測定せよということでございますけど、今回の場合は福島県で起こった問題でありまして、今の段階でありましたら少なくとも国の段階とか近畿圏のレベルで測定するものでありまして、上富田町だけで測定するものはええとはとやかに言いませんけど、これはやはり近畿圏レベルの中で測定することが一番いいのではなからうかと思ひます。

ただ、県自身は測定して公表しております。そういう中で上富田町は安全な町という、こういう把握をしておりますので、その点をご理解をいただけるようにお願ひしたいと思ひます。いずれにしましても、インターネットを見ましたら和歌山県そのものは公表しているということでご理解をいただけるようにお願ひしたいと思っております。

次に防災問題についてでございますけど、一番初めに町民の防災意識ですけど、私は防災意識は低いと認識しております。非常に低いと認識しております。

その要因はなぜかといひますと、近年、上富田町は大きな災害に見舞われたことがないために津波の影響もない、富田川が氾濫することもないという考え方が多く、認識を低い方向に持っていると思っておりますけど、上富田町はそのような中で啓発活動を実施しております。ただし、活動の中で参加者が少ないのが実態です。

ある会場で言われた言葉は、今日の説明は具体的でよかった、我々、何かあれば行政へ責任を持っていくが、日ごろからこのような説明会に参加する義務があるのと違うかなというような、こういうご意見をいただきました。

また、朝来の駅裏で浸水被害が発生しております。説明参加者より排水ポンプを設置してほしいという、こういう発言があったのですが、私自身もポンプそのものは設置したらいいと思うのですが、この地域は富田川とか馬川とか惚田川で県の管理河川でございまして、町がそのことの役割を持たすのかといたら非常に難しい問題ある。

ポンプ場の設置は莫大な建設費と莫大な維持費が必要なことでございまして、馬川だけの問題でなしに県下の考えたら非常に無理であるという判断でそういう説明をさせていただいたのですが、そういう説明会へ来たって具体的に対応しなかったら行っちゃって仕方ないのかなというような、こういうことも言われたのです。

ただ、そういう中でございますけど、やはり今後とも啓発活動をして、住民の方に防災意識について高めるような格好で今後とも努力はさせていただきたいと思います。

次に公共施設の関係で、終末汚水とか公共汚水のことを言われましたけど、集水ますから噴き上げている事例は私も何カ所か見てきました。ただ、こういう雨が降ったときに不明水とか迷走水という言葉があるのです。常時、雨が降らなくても迷走水はあります。それが計算上大きくなるというのは、こういう雨のときです。

原因としては、個々の個人の集水ますを完全にふたしてくれていないというような要因とか、いろんな要因が重なって限定ができませんというのが実態らしいのです。大きな雨のときにはできる限りそういうことにならないような啓発はしますけど、一般的なことにつきましては下水道課長から答弁はさせます。

次に職員の防災意識についてでございますけど、先日、やはり一番嬉しかったというのは消防団とか消防署の人、職員が手を分けてしてくれたということが非常に効果が出たかなと思っております。見回りもそうですし、土嚢も。

ある人から電話いただいたのは、消防団の人が土嚢を持ってきてくれて防いでくれたということが嬉しかったよということがございます。そういうことについては非常に嬉しいなと思っておりますけど、反面、井瀬さん言われるような、すべてが指定地へ入っているのかといたらそうではないのです。指定地へ入っていないところもある。なぜ指定地へ入っていないといたら、今すぐではないのですが、以前に宅地造成して人工崖になっている部分もあります。

今回のところも、朝来の大谷の場合でありましたら急傾斜地の指定を受けておりますけど、その上部へ崩壊した。朝来の丹田台の場合は人工崖で、その面ではなしに、その上からくえてきたというようなことがございます。これを全部行政側がするとなれば、宅地造成の段階でどういうふうな指導をするのかということが大きな課題になってきますけど、やはり今の指導方針だったら少しは無理かなと思っております。

いずれにしましても、今回の場合は異常な雨であったということのご認識をいただき

たいと思っております。

次に職員の対応でございますけど、職員は先ほど言いましたように人の少ないのが現状でございます。復旧にも相当手間取っております。すべて言ったのは、例えば水道の給水とか仮復旧については役場の職員が司令塔になって、親睦組合的な組合があるので給水活動へ参加してほしいよ、復旧については区域を分けてしてほしいよという、こういう格好で対応するということが賢明ではなかろうかと思っておりますけど、その中で言われたのは、先ほど、全体的に職員が把握するために2年ないし3年で異動させたらいいのではなかろうかということですけど、役場は入った職員には5年をめどに異動させております。中間段階になってきたら何年とか、課長級になったらあまり異動せんというようなことをしておりますけど、そういう面につきましては今後とも職員の意識改革に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次にスーパーでの店側の対応ですけど、すべてが対応をしているかしていないかというのはわかりかねます。これはもう名前を出して言うのは失礼に当たりますけど、オークワさんから、災害が起こったときに私とこの物資で救援できるもんがあったらしますよとか、町内でこういうふうになっているというようなご意見をいただいております。

できましたらスーパーに対しましても今後とも指定をすとか、いろんな形でご協力をいただけるような格好のものをさせていただきます。

次に台風12号の関係で、上富田町は一番問題になってくるのは、激甚の災害としての指定を受けられるか受けられんかということでございますけど、これは私自身の判断は、台風12号に対しての激甚災害という話をしておりますけど、上富田町はテレビで報道されない、あまり新聞でも報道されない、被害が少ないという認識をされているのです。これも県と相談しますが、できたら議長さんにも同行いただいて要望するとか、そういう格好のものをして、できる限りこういう有為な指定を受ける中で復旧しなければ町の財政はもたんということでご理解をいただきたいと思っております。

次に個々の被災を受けた方への相談事でございますけど、一定の被害を受けた方については把握しております。こういう方をしておりますけど全町的にすることはやはり難しいように思われますし、例えば店舗で店をあいていて商品がもじけたというようなことがないように思っております。被災を受けた方につきましてはある程度把握する中で、今後、町としては相談に乗っていきたいと思っております。

介護の問題でございますけど、先ほど言われましたように24年度で介護の計画を見直すということで策定委員会、これは民間の方は入っておりますけど策定委員会もつくって、今後、検討はしていって、どういうふうな改正になるかということは出てきますけど、私は今の現状から見たら、皆さん方からいただく保険料と支払いする保険料を見

たらバランスは取れておりません。やはり支払いが年々大きくなっていく。その差が格段にここ二、三年大きくなってきているような状況でございます。

そのために上富田町は予防教室、例えばတွေむし教室をすとか、いろんな教室をしておりますけど、これも限界があります。できましたら、みずから健康で生活をしていただけるようにしなければ、やはり国民健康保険料も介護保険料も改正するということが必要になってくるということのご理解をいただきたい。

ただ、私は国民健康保険事業も介護保険事業も、これは必要であるという認識をしております。できましたらこの会計が守れるような格好で町民の皆さんにもご協力をいただけるようお願いして、後は担当から説明させます。

もう1点ですけど、先日、県がこういうことをしたのです。釜石市の小学校、中学校の犠牲者が少なくなった。少なくなったというのは、群馬大学の片田先生という方が要するに日ごろから教えていたらしいのです。その先生を和歌山県に招いて話をされたのですが、その中で先生がこういうことを言われたのです。

まず第1に、避難者になる。避難する人になれ。自らなる。どんな場合でも避難する人になる。そのことで最善を尽くす。次には、想定がある。その想定というのは仮のものであって、想定をないものとして判断せよ。そのことが大事であるというようなことを新聞で知らせております。

できましたら、放送の仕方が悪いとかいいとかいうのではなしに、まず放送があったら、日ごろから自分がどういう格好で避難するという意識を持っていただけるようお願いしたいと思います。

具体的なことについて木村先生が質問する格好になっていますので、そのときも放送内容を順次説明して答弁はさせていただきます。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

おはようございます。よろしく申し上げます。

12番、井澗議員さんの義務教育無償化を目指し、就学援助制度の拡大・利用についてお答えいたします。

1点目の就学援助制度の現在ですけれども、学校教育法第19条に、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと定められております。

当町では、上富田町就学奨励金補助規則に基づいて、要保護、準要保護世帯に対して

学用品費、修学旅行費等を補助しております。

井潤議員さんがおっしゃるとおり、国庫補助対象である要保護世帯について、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が平成22年度から加えられております。

援助の大半を占めている準要保護世帯につきましては、国の三位一体の改革により平成17年度から一般財源化されており、現在、町の単独事業として実施しております。

現状の財政状況を考えますと拡大することは難しい状況ですが、今後、付近市町の動き等を見ながら検討していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

次に2点目の就学援助制度の活用状況についてですけれども、平成22年度ですけれども、小学校では全児童950人中96人、中学校では全生徒461名中76人、全体で1,411人中172名、約1割の活用状況となっております。今日の景気悪化と離婚等の上昇に比例し、活用につきましては増加傾向にございます。

続きまして3点目の就学援助の申請方法についてですけれども、町が決めている所定の就学援助申出書に前年中の所得が証明された書類を添付して、児童生徒が在学する学校長を通じて教育委員会に提出していただいております。

申請時期につきましては、毎年4月ごろの担任の家庭訪問の時期に合わせて各学校に取りまとめを依頼しております。急な家庭状況の変化に対応するため、随時の受け付けもしております。

保護者等への広報についてでありますけれども、町のホームページ及び毎年3月初めに学校を通じて広報をして知らしめております。

続きまして4点目の就学援助児童生徒の支給比率でございますけれども、平成18年度から平成22年度までの5年間の状況について説明させていただきます。

平成18年度、小学生では10.6%、中学生では11.4%、合計で10.9%。19年度で、小学生10.7%、中学生で12%、全体で11.1%。平成20年度で、小学生9.8%、中学生16.2%、全体で11.8%、平成21年度で小学生9.6%、中学生17.8%、全体で12.2%。平成22年度では、小学生10.1%、中学生で16.5%、全体で12.2%となっております。約1割の児童生徒への支給比率となっております。

続きまして5点目の就学援助中学生に対する支給についてですけれども、現在、中学生に支給している費目につきましては学用品費、それから新入学準備費、これにつきましては1年生のみでございます。それから修学旅行費、これにつきましては3年生のみの支給費目となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課長山本君。

総務政策課長（山本敏章）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。少し時間をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、の原発事故についてですけれども、先ほどのご質問の中では町でも研究してはどうか、検討してはどうかというご質問だったと思います。当然、町民を守る立場でいえば大事な視点ではないかなと認識しています。ただ、この種の問題につきましても最先端の技術でもあることですので、町のレベルで研究してその是非を判断するには相当困難であると考えています。

ただ、今後のエネルギー問題などにつきまして、町として町のエコエネルギーの推進を検討する中の一環として、エネルギーの開発そのものとは限りませんが議論していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、町民の生活にかかわる汚染がないのかの調査についてであります。この問題に関しましては信頼の高い情報を提供することが最大だと考えています。それは生活者、それから生産者などさまざまな立場の人から見て、より公平な基準である方が望ましいと考えています。

状況としましては、和歌山県内の放射能汚染の調査につきましては最も信頼性が高い国の統一基準である放射線のモニタリング調査が行われております。これに基づき、現在、公表されています。和歌山市にある和歌山県の環境衛生研究所が大震災以前から同センターの屋上にて、常時、放射線、空間放射線の量率の測定を行っております。空間放射線の量率につきましては単位をシーベルトであらわし、放射線が人体に与える影響を示しております。いわゆる被爆総量になると思います。

それから震災後の最大数値につきましては、7月7日、0.054マイクロシーベルトを記録しております。

原発事故以前の同センターでの過去の平常時の範囲は0.031マイクロシーベルト毎時から0.056マイクロシーベルト毎時であり、過去の平均の数値の範囲内であり、直ちに問題のある数値ではないと考えております。

なお、周辺の府県におきましても四日市市、奈良市、大阪市、高松市、徳島市において同じ調査が行われておりますが、過去の平均値の範囲内となっておりますので、これらの調査結果に異常があれば町独自の調査も検討が必要ですが、上富田町としましてはこの調査結果を参考にすることで、国の統一基準でもありますし、最も信頼性が高く適切だと現在のところ考えております。

次に3番目の水道水についてであります、蛇口水の測定につきましても和歌山県の環境衛生研究センターにおいて国の基準におけるモニタリング調査が行われ、公表されております。測定されている放射性物質ですけれども、放射性ヨウ素の131、放射性セシウム134、放射性セシウム137について、調査を開始した3月18日から検出はされておられません。

水道水における放射性物質濃度が指標等を超過した地域などでは、国において重要モニタリング地域として指定され、監視が続けられておりますが、本県におきましては当該指定を受けていない地域であることを申し添えておきます。指定されている市町村は、10都道府県になります。

次に4番目ですけれども、子供の生活の場、学校、幼稚園、保育所、給食材料についてであります、文部科学省による福島県下の学校で屋外活動の制限がかけられている空間放射線量率の数値は、3.8マイクロシーベルト毎時以上になります。和歌山県のモニタリング数値が過去平均の数値の範囲内にありますので、3.8マイクロシーベルト毎時を大きく下回っていますので、このことから直ちに問題がある状況でないと考えております。

学校の給食につきましては、材料の産地について特段指示は今現在のところしておりませんが、使用されている材料の産地については把握しております。

次に5番目ですけれども、土壌汚染です。野菜とか魚についてであります、和歌山県で公表している国基準のモニタリング調査には降下物調査も行っております。現在行われている調査の中には、土壌汚染等に関してこの調査を参考にする考えがありますので、4月に放射性ヨウ素131が1キロ平方メートル24.8メガベクレルを記録した日があります。非常に小さい数字であり、健康には何ら影響を与える数字ではないと考えられます。また、その日以後、定時降下物の数値は検出されておられません。

したがって、現時点において空間放射線量率の平均値であることから、直ちに問題があるレベルにはないと考えております。

それから6番目の今後の町の対応についてであります、当然、先ほどの全国のモニタリング調査などで危険レベルが高まるような事態があれば別ですが、現時点において全国のモニタリング調査が一番信用できると考えております。

例えば町独自で調査しても、それを判断できる技術者が町の職員の中にはいないこと、また業者に委託できるような話でもないこと、それから実施した場合、また調査結果については町の責任として説明責任が発生してきますので、その点ご理解いただきたいと考えております。

なお、危険レベルが高まるのであれば、やはり高い技術を要求されますので、広域

的な問題になります。県等で調査を要求する場合があります。そのように考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。防災問題の でございます。公共施設の現状把握の問題ということについてお答えいたします。

まず、農業集落排水施設につきましては町内5カ所、それから公共下水道で1カ所が稼動してございます。

各家庭の汚水の移送につきましては、すべて自然流下で処理するのは不可能で、ポンプ圧送をするか、あるいは真空施設を利用して処理場に移送するかに分かれてございます。

設計時の計画汚水量につきましては、1人当たりの汚水量に不明水の量を加えて設計してございます。しかし、今回のような異常な雨量では、道路の冠水等によりまして不明水が非常に流入してきてございます。これらにつきましても、ポンプ施設あるいは真空施設が正常に作動すれば、時間の経過とともに解決できるものと考えてございます。

議員さんご指摘の件につきましては、汚水の引きが悪いので現場を見に来てほしいという連絡がありまして、すぐに現地の方へ行ってございます。

原因としましては、機械的な故障でございました。そのために真空施設の作動不良によりまして流入された汚水がマンホール内に溜まったままの状態であったために、各家庭の公共ますが満管の状態になって押しこめといったような状況でございます。このために、各家庭に支障にならないようまず汚水を移送して、それから修繕を行って、その日のうちに完了してございます。

供用開始後7年から、古いところで12年が経過している中で、ポンプ類や真空施設につきましても耐用年数が経過しているものもございしますが、それぞれの故障に応じて修繕を行いながら運転しているというのが現状でございます。

しかし、平常時でもいろんな問題がございします。今までにもポンプが作動しない、また真空施設が作動しないといった障害物が、いろんなものが流れ込んでございます。その主なものにつきましては、タオルを始めとする布切れ、それからトイレットペーパー以外の水に溶けない紙の使用、紙おむつ、パンツ、包帯、手袋等が管路の中を流れてきて、いろんな意味でポンプ施設等に支障になってございます。これらが支障となってポンプが作動しない、また真空施設が閉じないで真空度が下がりっぱなしになる等の状況

になりますと、今、言われたような汚水がたまって各家庭へ影響を及ぼすというような状況も多々発生しているのが現状でございます。

機械的なものを使っておりますので、故障は当然つきものということで思っておりますが、使用する人が気をつけてくれれば解消される故障も多々ございます。このために住民啓発としましては、行政報告会で言ったり、また町広報誌、また維持管理組合の啓發文書等でご協力をお願いしているところでございますが、すべて解消には至っていないのが現状でございます。

担当課としましては、これら故障に対しすぐ対応できるように、夜間、休日を含めて24時間体制で取り組んでおるとというのが現状でございます。どうぞよろしく願います。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番、井潤議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの土石流指定地域、町内で139カ所、そして、あるいは急傾斜指定地域300余り、工事箇所についてはすべてが工事はなされていないと思います。そういった形の中で日常パトロールということなのですけども、これにつきましても実際のパトロール等については行っていません。

ただ、道路とか林道につきましては点検的にパトロールを行ってございます。そういった沿線にこういう砂防調整ダムとか流路工がある場合には大体同じ箇所に行っていますので、点検等を行ってございます。

これにつけ加えまして特に急傾斜なのですけども、今回、急傾斜裏に土砂等々が崩土がありました家庭は12軒、その他小さいのを合わせますと、もう少し出てきます。

そういった中で日常の点検なのですけども、先ほど町長がおっしゃっていただいたように倒木とか濁り水、あるいは急傾斜工事がなされていてもクラック等々が出てくる場合がございます。そういったことにつきましても、町政報告会とか、あるいは今年から出前講座にてスライドで、点検項目が約8カ所でございます。わかりやすい項目なのですけども8カ所でございます。そういったあたりで皆様方のご認識をいただき、今度、もし何らかあれば小さなことでも一報いただけたらと思います。そういった形でご理解のほどよろしく願います。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

よろしく申し上げます。12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。順序が前後するかもわかりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに介護保険料のご質問ですが、上富田町におきまして、ただいま第5期介護保険事業計画の策定を進めてございます。介護保険事業計画策定委員会は、先ほど町長もご説明申し上げたとおり、第1回目の会議を7月26日に開催しております。介護保険料につきましては、第4期上富田町の介護保険料は、基準額、月額4,962円と定めて運営いたしておりますが、第5期介護保険計画に伴う介護保険料につきましては、国の方向性や基本的な考え方は出てきておりますが、なにぶんにも介護の計画の途中でございますので、高齢者の人口及び介護認定者数などを把握し、サービス量などの見込みを立てながら、また国、県の動向を把握しながら介護保険料を決定していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、医療と連携強化の中での介護職員による喀痰の吸引につきましては、現在、介護現場におけるニーズ等を踏まえ、これまで当面やむを得ない措置として、在宅や特別養護老人ホームにおいて一定の要件の下で運用により認められてきたものですが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により法的に位置づけられ、介護職員の不安や法的な不安定さを解消することになります。また、行為に当たる者については必要な養成カリキュラムを受けた介護福祉士、または都道府県に登録され、研修を修了した介護職員となっており、実施する事業所については都道府県への登録が必要であり、医療機関との連携や記録の整備を行い、医師の指示のもと安全かつ適正に実施するため措置や要件が定められています。

町でも登録事業所の把握など厚労省の動きや県などの関係機関と連携を取りながら、進めていきたいと考えております。

次に24時間対応のサービスのご質問ですが、介護サービスの充実強化の内容としまして、24時間地域巡回型訪問介護サービスは、在宅生活が続けられるよう期間を延ばすことを前提に行えるもので、1日複数の訪問により、食事内容の確保、服薬の確認、排泄等の清潔保持、心身の状況の変化など定期的な確認が可能であることにより、認知症高齢者の在宅生活を支える上でも有効性が期待され、地域包括ケアの仕組みを支える基本的なサービスとして位置づけられるものです。

実施可能な事業所があれば、適切な人事配置がされているか、適切なアセスメント、ケアマネジメントに基づいて実施されているかなど、県などと連携しながら事業所への指導を行っていきたいと考えてございます。

次に老人ホームの個人負担の問題ですが、施設サービスにつきましては要介護区分に

応じ支給限度額が設定され、自己負担は1割負担となりますが、利用者負担の上限額も定められており、一般世帯で3万7,200円、住民税非課税世帯では2万4,600円、住民税非課税世帯で、かつ合計所得が80万円以下の人は1万5,000円の負担額となっています。また、低所得の人の施設利用が困難とならないように、居住費、食費についても負担限度額が設定され、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。これにより、低所得者の個人負担が軽減されると考えます。

施設入所者につきましては、7月末現在で75名の方が入所されています。

次に要支援者の取り組み状況でございますが、第5期介護保険計画の方向性にも示されております予防給付と生活支援サービスを総合的に行うこととし、予防の推進ではできる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援の介護の推進を図る。見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援サービスを推進していくというように考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

11時まで休憩をします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（奥田 誠）

再開します。

12番、井澗 治君。

12番（井澗 治）

まず、1番目の義務教育無償化の拡大の問題であります。要保護、準要保護の就学援助費が拡大されてきているということで、特に準要保護については三位一体の改革で国庫負担が削られたというのが平成18年ですか、18年だと思っておりますけれども、それまではもっていたわけですね。ぜひ、これは拡大すればどれくらいのお金になるのかということについてのひとつ試算をお願いしたいというふうに思います。幾らになりますか。ぜひそういう面で拡大をしていただきたいと。

中学生の場合、入学準備金というのを、やっぱり入学するときに必要な金なのです。学校へ入ってしまったからでは遅いので、その対象者については入学前にやはり支給す

るようなことをやるべきではないのか、あるいは申請を受け付けるべきではないのかというふうに思うので、そのところを漏れなくひとつどうするのかということを含めてお答え願いたいと思います。

次に、東日本・福島第1原発の問題であります。

総務課長の答弁は確かにそれはそういうことであろうと私も思います。だけど、一遍この上富田にあるものについて放射線がどうなっているかという調査は必要だと思うのですね。

お金要るかという金の問題があらうかと思うのです。例えば、こういう例があるので。新宮市は今回そういうことで、Iターンの人たちがかなり新宮の住民の中にあるらしいのです、若い人たち。その若い人たちがどうも不安だと。子供に対しても不安だということで、町長との会談をやったと、申し入れの会談を。町長は既にそのときに、私とはもう2台、測定器を仕入れているのですよという話が出てきたのですね。ああ、そうだったら一遍測定やってくださいと。そのやった結果、そのやつが正確であるかどうかというのはまあひとつ無視をして。さっき言った技術とかそんな問題ありますので無視して、で、どうするかという判断は私たちに任してくれたら結構ですから調査してください、こういう話だったらしいですね。それは続いているのです。

お金はどれだけ要るのかと、今、ちょっと聞いてみたのです、その関係者にね。町長もこの間も言っていましたけども、大体二、三万で手に入るものもあると。5万のものもあると。10万ないし15万、30万も出したらかなり精度のいいものがあるということがいわれているのですね。

特に市町村がやっているのでは、高い放射線場所を見つけようと導入するのにやられているのは、放射線が当たると光の結晶を使ったシンチレーション方式というやつがあるらしいのですね。これをやればかなりの精度でとらえることができると。これはほん安い単価でできるというのがあります。

それからもう1つ、きちっとした調査をやれんことはないのですね、やろうと思えば。例えばね、こういうことがあるのです。例えば病院の放射線科、大学の放射線関係の研究室、専門機関が機械や人材の一部を提供できるというようになっていっているらしいのですね。ですから、ここには国立病院もありますし、紀南病院もあると。そういうところでは放射線科があるわけですから、そこに行けばそれなりに使える、いわゆる提供していただけるものはあるのじゃないかと。

もう1つは、簡易な測定機器を保健所とか学校、スーパー、自治体というのは、やっぱり持っておくべきではないのかということはいえると思うのですね。たかがと言ったら失礼ですけど、例えば議員の視察をやめたら30万ぐらいのお金はすぐ出るわけです。

それで、やっぱり一応手に入れておくべきだというように私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

例えばね、福島第1原発の放射能が我が町の上に来ているかどうかというのは、それはわかりません。わからんと思うのですよ。でも、放射能が一体どれだけ上富田の環境を害しているかということについて行政がやっぱり知る必要があるんじゃないか。

先ほど、県の公的機関でありますところの環境衛生研究センターというのが空間調査をやったというのですけれども、例えばその結果、那智勝浦だったと思うのです。新聞報道で茶の葉に放射線がかなり高いものがあったというようなことも言われたというふうに聞いているのですけれども、その調査すら、先ほどの課長の答弁では、和歌山市の屋上で調査したものなのですね。別に紀南でやったというものじゃないのです。ですから、紀南がどうなっているのかということとは言ってみればわからんわけですね。そういう問題があります。

同時に放射線の問題では、例えば野菜も含めてですが基準値というのはあるのですよ。体に影響する基準値というのは、厚労省というのがありますけれども、そこが設けている暫定規制値というのがあるのですね。これをやっぱり基準にして調べてみるということが一番大事ではないかというように思うのですね。

今、第1原発の事故の放射能かどうか、それはわかりません。わからんけれども、上富田のこの空間ないしは物がどういうふうに汚染されているかいないかということについてのその問題意識を持って、一遍そういう調査を、簡易な機械で結構なのでやってみる必要があるんじゃないか。それがやっぱり安心を住民に与えるものではないかというように思うのですね。

暫定基準が甘過ぎるというような問題を指摘する学者もおりますけれども、少なくともやっぱり飲料水、乳製品とか野菜類とか卵とかそういうものについての、あるいは土、土壌ですね、あるいは学校の校庭、そういうところについてやっぱり調べてみるということは必要ではないか。かなり安いお金ですね。やろうと思えばできると。これはもうそういうことをやっているところがあるわけですから、ぜひひとつこれは実現させて安心を与えてあげていただきたいというように思います。

そういうことを2番目の東日本の問題では指摘したいと思うのです。

で、防災意識の問題です。防災問題ですが、私は一番大事なのは防災意識の問題で、先ほど私はこう言ったのです。つまり町が放送をかける、そういう危機のときに放送をかけるということはよっぽど危険なことであるわけです。その危険な放送をしたところ、それを受け取った。その2つの意識がぴたっと合わないからいろんなことが起きてくる。そのこのところを単なる防災意識が低いとか関係ないのです、これは。そのときに起こっ

た事実、物理的事実に対して町はそれを放送しているわけですから、そのことについて住民がぱっと気づいていく、これが大事だと思うのですが、そのときに具体性がなかったらやっぱりとまどうというのが私がさっき言った指摘なのです。

これはやっぱり、今後、検討する必要はあるのじゃないですか。先ほど課長の方では検討していきたいという話だったのですが、やっぱりそのところをね、防災意識が低いというような、単にそれだけのことにしてしまわないで、やっぱり、皆、低いということよりも、むしろそういうことが起こったときの対応について私はそういうことをやっぱり論議すべきであるというふうに思うのです。

問題は、私は組織戦だと思うのです。組織戦という言葉を使うのはちょっとおかしいかわかりませんが、そういう問題が、事故が発生しました、そのときに、発生する予測がされるというようなときに職員の皆さんがざっと集まってセンターをつくっていくわけですが、そのときにどう組織するか。その一人一人の持ち部署というのは決まっていくと思うのですが、そのときにその一人一人の意識の中に上富田の全体の図がありますでしょう。上富田の全体の様子というのがね、どこそこにどういう山があって、あそこは危険地帯やなど。あそこが砂防の危険なところやぞとかというような頭に入るようなことがある程度通常の知識として職員の側にそれがあって、そして電話を受けるとような場合と、そういうことが何にもなしに、ただ電話を受けなさいと言われたら受けておくというのと全然内容が違うのですよ、受け取り方が。これは、私、事実あったので言いませんけどね。

だから、そういう意味で言ったら、そのところの、内容を受けたらどうしていくのか、どういうふうに対処していくのかということをやっているのだと思うのですが、それがみんなのものになっていないというのは、私は指摘しておきたいと思います。そのことを知らないと、やっぱり組織戦というのは動かんのですよ。

特に、先ほど申しましたように行政改革という名で職員がどんどん人数が削られていくと、98ある町内会に1人ずつついても98人の人が要るのですね。女性も含めれば1人ちょっとになるのですが、男性だけで言ったら七十四、五人だと思うのです。3人か4人だと思うのですね。男性だけを充てるということはないと思うのですが、少なくとも1つの町内会に1人の職員ということであれば、それは可能ではないのですね。ないからこそ、その組織戦というのが大事になってくるということが私は必要じゃないかというふうに思うんですね。

住民が町の放送をしたことにぱっとこたえる。その町の放送は、例えばどこどこへ行ってくださいというのではなしに、できる限り避難してくださいというようなことだったらどうだろう。ほんなら、まだ大丈夫か、しかし、行くとしたらどこへ行くのだろう

かというようなことを考える余地があるのですね。だから、どこどこへ避難してください。あるいは、できるだけ避難してくださいというときでも、どこどこへ避難してくださいというぐらいな具体性がね、それぞれの地域でこういう場合が考えられると思うのです。

しかも、例えば1つは風水害の場合、地震だけの場合、それからその3つがありますね。風水害、地震、この3つが同時に来た場合。この3つのパターンがあると思うのですね。そのパターンによって全部対応策は違うと思う。それに対する意識、行動も違ってくると思うのですね。それをいかに組織するかという、この組織戦を、今後、どれだけ単純化しながらやっていくかということをししないと、災害に対して最大限に防ぐことはできない、対応はできないというふうに思います。人間ですから100%できるということは私は言いません。だけど、それぐらいなことの問題意識を持つことが、この防災問題を考えていく上では非常に大事じゃないか。

私はおもしろいと思うのですが、1つは上富田町というところの分担をして、どここの地域には例えばこんな土砂、流石が出ているところがあるぞ、ここにはどんな地すべりがあるというのをみんなが知っていなきゃおかしいのですね。1回車で回っていったらわかると思うのですが、どここの山は雨が来たら危ないぞ、土砂が来るぞというようなところは大体わかると思うのですね。そういうのが常に頭に入っているという状況というのをね、職員の皆さん、大変過酷なことを申すようでありますけれども、やはり住民の安全を守る公僕としての仕事の1つ、これがあるのじゃないかと私は思うのです。

だから、そこのところを組織戦としてやった場合に3つのパターンでどういうふうにするか。これはもう町長の頭の中にもあろうかと思うので。あるのだけれども、それが現実になったときにそれなら機能するかといたら、それは職員の皆さんがそういうことについての知識と心構えというものがなかったら、ぱっと動くようなものじゃないと思うのですね。だから、組織戦と言ったのです。

組織というのは動かないと、何の解決にもなりません。どこに問題点があるという鋭い分析、物理的事故が起きたときにですね、これも必要であります。そういうことをたんとたんとやりながら、同時に人的配置を含めてやっていくということが必要になってくると思うのですね。

ですから、ぜひ組織戦というとらえ方をしてみたら非常に、その組織戦をやるためにはどうすることが効率よくて可能なのか。あるいは、またほかにどういう手当てをしなきゃいけないのかという問題があろうかと思うのです。

先ほど水道課長から話がありましたけど、また町長の冒頭の発言にもありましたけれ

ども、最初に感謝するのが1つ抜かっておりました。消防団の団長の皆さん、団員の皆さん、本当にご苦労さんでした。感謝を申し上げたいと思います。改めてここで言うておきたいと思います。

そうやってすごいいいことをしながら、要するに住民との意識が一致しないということが多々出てくると、こういう場合に限り。だからこそ私は防災意識というものを、ゼロということじゃなしに、そういうのをつくっていくと。そのためには家庭でのマニュアル、これも必要じゃないか。例えば、兵庫県佐用町なんかは家庭マニュアルというのをつくっているわけですね。ここはもういつも水害があるということで、つくっているのです。そういう問題があります。ですから、やはり行政が訴えることと、それを受け住民の意識が合致する、認識、災害に関してはそのことが必要ではないか。

先ほど群馬大学の先生の話がありましたけども、あの先生は、まず逃げることだと。とにかく人はほうっておいて逃げろと。そして、その次には小さい子とか年寄りとかがいなかを見るというようなことを言っているみたいですね。そして、あるところまで来たら、いったんとまって全体を見ると。全体を見たら、ここでどういうことをしなきゃならないかということを考えて。そしたら、まだ上へ行かんのかなのか。もっと下へ行って助けられるのかというようなことも言っているわけですよ。そういう話もあります。

それからもう1つは、こういう今回みたいな事態はめったに起こらんかわかりませんが、お年寄りや障害者に対してどういう対応をするかということも、これは1つの大きな問題だと思うのです。ひとり暮らし、二人暮らしの老人夫婦、それから障害者の問題。これについてはどういうふうにお考えなのかということを書いておきたいと思います。

そして、今、言ったような意識の問題の一致することをどう作り出していくかという問題。

それから、住民が意識的に、自覚的に防災というものをとらまえるということがどうやって助成されていくかということを含めて論議を私はしていただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険の問題であります。

4期が今年で終わって、2012年から14年の間のまた5回目の介護保険が始まるのですね。私は1つ頭に入れておいてほしいと思うのは、上富田町は確かに4,962円、恐らくもう5,000円近いのですけれども、国が考えているのは5,200円なのです。全国的な平均でいきますと、年間1万2,480円増になるのです。これは夫婦2人では1万400円ですか、1万円ちょっと超すのです。これは、基礎年金だ

けをもらっている家庭の年金者がこれだけ払うというのは、非常に難しい問題だというふうに思うのです。

ですから、そこのところについてはやはり、例えば財政安定化基金の市町村分を50円取り崩す、あるいは介護保険準備基金というのがあるのですが、それを130円取り崩すと。そのことで、国としては5,000円までに抑えたいというのがあるのですね。

でも、今の町の話聞いておきますと、恐らくもっと平均は上がるのじゃないかと思うのですね。そうすると、それをどうするのか。ここで抑えていけるのかどうかという問題がね、やっぱりあるのですよ。それをできるだけ抑えることが必要じゃないかというふうに思うのです。

また、多床病棟の人のところの居住費というのを取るかというのですね。光熱水費はもう取られるようになっていっているのはご存じでしょう、皆さん。今度は、しかし、居住費も取るかというのですね。つまり、それが公平だということらしいのですね。

そうなってくると、これはものすごく負担が増えるのではないかと。利用者負担が増えてくるのではないかと。かなりな負担になろうかというふうに思うのですね。ですからこのことについては、やっぱりこれは個人負担というものは、今、1割、10%ですけれども、これを少なくとも0.5%軽減するというようなことをやっぱり考えていくべきではないかというふうに思うのですね。

特に、低所得者に対するものを考えていかなきゃいけないのではないかと。低所得者に対しては、市町村民税非課税の世帯については本人の所得割によって3段階に軽減措置が取られております。これは一覧表があるからわかると思うのですけれども、その負担能力を超えてしまうということがあるのではないかと。少なくともここでは、その居住費も含めて取られるのはこれは反対しなきゃいけないのですけれども、仮に取られるとしたら0.5%ぐらいの引き下げをすべきではないかというふうに思います。

それから介護予防、日常生活支援総事業を創設するというのですけれども、これは、先ほどの話では創設できるのかということについての可能性の問題です。これは本当にそうなるのかどうかですね。この総事業費は自分のところで、自分の町でやるわけですね。やっていくわけです。それができるのか、可能か。そのことについては先ほど答弁ありませんでした。サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せなのです。ということは、やったとしてもものすごく高くなったりするわけですね。あるいは、内容が削られてしまったりするわけですね。

そうなってくると、今までの介護の要するにサービスができなくなってくるのじゃないか。そのことについてはどうなのかという問題。これは本当にやれるのかどうかです

ね、上富田の状況の中で。それを聞いておきたいというふうに思います。

それから、介護職員の医療行為の問題。それは研修をやっているんなあれがあるのよということですけども、今まで医師と看護師しかできなかった痰吸引、これを介護福祉士、研修を受けた介護職員、この2つの人も参入できるということになるのですよ。

そうすると、そういう人たちを使っている介護施設が、皆、それをやりたいどうだと、本当にそれが正しくやれるのか、危なくないのか、人命は大丈夫かという問題が入ってくるのですね。

そして、医療行為をそういう介護の方へ全部振り分けてくる。できる限り可能な限り介護の方へ持ってくる。今までだったら医療行為だったのですね、これは。この医療行為を介護の方へ持ってくる。

ということは、介護のお金がどんどんかかってくるということなのですね。高くなっていくということなのですよ。それを、そしたらどうするのかという。そんな肩がわりをさせてやっていいのかどうかという問題を含めて、高齢者がこのターゲットなのです。高齢者の命の問題から言ったら、これは非常に危険だという話が出てきているわけですね。そんなことできっこないよと。

なぜかと言えば、少なくとも看護師になるためには何年かの勉強をするわけですね。知識を研修するわけです。あるいは、医師は何年か大学へ行って医学の勉強をするわけですね。その人たちしかできなかった行為を単なる短時間の研修でそういうのができるんかよと。簡単にできるんかよと。命は大丈夫かよと。こういう問題が出てまいります。だから、その点はどういうふうに考えているかということ、国、県の安易な想定というのじゃなしに、あなたたちは、皆さん、どういうふうに考えるか。

それから24時間地域巡回型訪問サービスですけども、こういう夜間対応型で、今現在、訪問介護で夜間の介護、これはどの程度やっていますか。2006年に創設されたのです、これは。18年にね。2006年というのは、平成18年です。創設されたのですけれども、これは、今、どんな現状になっておりますか、お聞きしておきたいと思います。

次に、ケアプランを作成するときに、自己負担が高いために、要介護度が高くて決まっても、その介護段階にいっぱい使えるだけお金を使えないから、悪いけど1万円要るところをもう5,000円であれしてくださいよと、あるいは3,000円にしてくださいよというような、ケアプラン作成の中でそういうようなことが出てこないのかと。今現在、そういうのはないのかと。私は、あると思っています。どのくらいあるのかと。そういう人たちは、今、言ったように自己負担が高いから、保険あって介護なしという、ここがもう極めて典型的にあらわれたものなのですけども、そこがどうなる

かという問題を聞いておきたいと思います。

つまり満杯額、ケアプランを作成できないということは、保険料は低額にしていようが関係なしに納めているのですよ。ところが、介護を受けるという段階になって、要介護度5とか、4とか3とかなるようなときに、その3いっばいの要介護の給付を受けられないということが起きてくると。起きていると、それが。それは、要介護が十分やられていないということになると思うのですね。そういう人数はどのくらいあるのか。それへ対して、ケアプランをつくっているケアマネジャーは上富田においてはどういう対応をしているかということをお聞きしたいというように思います。

これで2回目の質問を終わります。

議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

教育関係につきましては、教育委員会から答弁させます。

防災についてですけど、組織的な問題とか放送についてですけど、例えば東日本の大震災、あれほど訓練していたらしいのです。それで、言われたときには、一斉にしたのは高いところへ避難してください、緊急時の場合は高いところへ避難してください、場所を指定することなしに避難を呼びかけたらしいです。しかし、それでもあれだけの被害が出た。

要するに、一瞬わからんことについては、まず逃げよということの啓発をせよということございまして、その事例を踏まえて上富田町も場所を指定することなしに、まず低いところから高いところへ逃げていただきたいということの放送をしております。まずそのことが大事でございまして、上富田町は残念ながら、どこの地点で安全なのかと言われたらちょっとようお答えせんことがあります。

といいますのは、例えば岡の議員さんが2人ありますけど、岡の場合でありましたら奥草が地すべり地帯。ここへ高いところへ逃げてくださいと言って、そこへ逃げていたいて、ひょっとしたら今回のような大雨のときにその地域が崩壊に見舞われる危険性があるのかないのか。

これは、前段があるのです。職員には自主防災組織へ避難準備をしてくださいよ、勧告するかわかりませんよ、そのときには、例えば市ノ瀬の場合は改善センターが避難所になっているのです。改善センターは、ご存じのように1階の部分は堤防より低い。2階がいうたら堤防より高いと。そこへ行く職員には、2階へ避難せよというような指示をしております。

確かに言われるように一つ一つきめ細かく指示をすることがいいのか悪いのか、その時間的な余裕があるのかないのかが出てきます。このことは、2番の木村議員さんのときの答弁にするように置いていますけど、あれだけ避難準備とかいろんなことの訓練した地域であってもそうだったらしいのです。

今回の地震で言われるのは、津波の高さを今度は言いませんよというようなことになっているらしいのです。なっているというより、今度はなるようらしい。何メートルの津波が来るようなことを放送せんというようなになっているらしいのです。要するに想定できんことについてはあえて言わんと、まず避難せよということが今後の避難になるような格好になってきます。

上富田町の場合も、先ほどと重複しますが、上富田町の地質は峠でも地すべり地域がありますし、町内各地にも急傾斜地域がございますし、岡も生馬も沢があります。今回、特に沢を通じて崩壊したという事例がございます。強いて安全なところと言うならば、上富田中学校の2階とか熊野高校の2階とか役場の2階とか、要するにそういうところへ逃げなかったら、水の被害からも逃げる、崩壊からも逃げるといったら非常に難しい。土質的にも地形的にも難しいということをお願いしたいと思っております。

役場の職員は、防災会議という会議をしております。まず佐用町の事例もお話しありましたように、佐用町は1つは裁判ざたになっているということをご存じだと思います。夜間に逃げて亡くなられた方が多かったです。上富田町は夜間でも水位を見て、夜間の避難はやめておけ、要するに明るくなってから避難させよと。7時ごろに見てきたときに、これが限度やなど。ここでも言ったのです、具体的に数字を示してせよと。堤防から2メートルのところまで水位が上昇してきたので、できたら避難してくださいよというようなことをしております。

そういうことをしたところで、これが万全であるかないかといったら、今後のいろんな形の経験になってくると思っております。

いずれにしても、井瀬さんの言われることもほかの議員さんの言われることも参考にして、次に何をするかということを考える必要が出てくると思うのですが、一番困ることがございます。避難の想定区域をどの程度にするか。それに対する備蓄をどういうふうにするか。

私の立場から言ったら、発電機も各地区へ配置するとか、備蓄品も多くするということがいいのですが、そのことによって財政的にほかの事業ができんということが出てきます。それでも構わんよ、せよというならば、介護保険料もちょっとしんどいな、国民健康保険料も町からの支出が難しいなというような格好になってきます。非常に難しいというのは、財政を見た中で上富田町が当面受ける被害を想定することが賢明かと思

っております。そういうことをなしに何もかもやれ、やれ、やれ、やれと言われてもお金には限度ある。

私は、まず考えているのは、やはり発電機を学校区ごとにするとか、地域的にするということが必要になってきますけど、これもあるのです。コーナンへ行ったら2万か3万ぐらいで売っている。ちょっといいものだったら10万ぐらい。120万ぐらいの中型機もあるし、500万円ぐらいのやつもある。1,000万ぐらいのものもある。500万円ぐらいの、これはちゃんと計算はしておりますけど、中型機のを例えば朝来の小学校の横へ置くとかどこへ置くというのがいいのはわかっていますけど、それを一時的にすることが無理な状況でございます。順次、物事をするという対応でできたらお願いしたいと思っていますので、その点をよろしくお願いします。

今後ともお願いしたいのは、町民の方に、まず日ごろからどういう災害が来る可能性があるということを判断して、その災害のときには自分でどこへ逃げるということを決めてほしいよと思っています。

先日、出前講座で本郷へ行ったのです。町長、どうしたらいいかと言われたのですが、できたら円鏡寺の方向へ逃げるか、栗ヶ谷の墓地の方向へ逃げるというような格好のものを考えていただきたい。

今日は南紀の台の皆さんが来ていますけど、南紀の台の皆さんやったら一般的に考えて津波の被害がないとか、水害の被害がない。そうした場合には、一般的に土質がかたいところと思われるところへ避難するということを日ごろから考えていただくということで、役場と相談して、ここだったら土質がかたいのと違うかなということをや役場もそういうところは一つ一つしますけど検討させていただいて、まず避難せよといったらどこへ逃げるという考え方をさせていただくというような格好のものをお願いしたいと思います。

その次に要避難者、これは要支援者というのです。高齢の方とか身体障害者の方。要支援者についての支援ですけど、既に、今回の場合でもいつの場合でもそうですけど、避難を希望される方は、台風の来る前から役場の保健福祉のセンターの方へ預かっております。毎回、3名か4名ございます。それは今後とも続けたいと思うのです。年寄りの人は夜中に来るのではなしに、もう危ないと思ったら来ておいてほしい。

その次に、この台風に対して住民福祉課長からどういうふうにするかというのを問い合わせが来たのです。町長、なっとうしたらいいと。もうちょっと待っておけと言ったのです。もうちょっと待っておけと言ったのは、私は富田川の水位の上がる状態だったら、まだ時間があつたと思うのです、実際オーバーフローするまで。もうちょっと待ってほしいよとお願いしたいのですが、今、役場でしているのは、実際、要支援者の名

簿を見て、例えば救馬谷の人でそういう人があったら「愛の園」へ預かってもらうとか、生馬の人だったらどこへ預かってもらうかという、その支援者、行く人とどこへ預かってもらうということをする必要があるのと違うかなと思っております。

上富田町は福祉の避難施設も指定しておりますけど、もう少し具体的にそういうものを判断するというので事前をお願いしたいと思えます。

防災につきましては、これが100%完全なものはありません。まず減災できるように河川改修するとか、いろんな改修について我々も努めますけど、皆さんにそういう点をお願いしたい。

まず次に出てくるのは、みずから避難するというので、この災害に対してはここへ逃げたらいいという判断を町民の方に日ごろから持っていただけるようお願いしたいし、町としてもその考え方を徐々にしたいと思えます。

例えばですけど、岩崎の場合だったら岩崎の会館へ逃げる前に朝日のゴルフ場へ逃げるしかないかと違うかという、こんなことが出てきます。そういうことをしますのをお願いしたい。

要支援者に対しては、今、言ったような格好で具体的にしたい。こういうことを詰めていって、1冊の本にするのと違って、その年の本をつくる必要が出てくると思えます。その年にどういう格好にするか。で、地域別に。

例えばこれは言葉は悪いのですが、岩崎でもし浸水とか被害が出てお米が足らんようになってきたら、できたら丹田台の人の支援基地をつくってするとか。また、大きい意味で言ったら、上流の市ノ瀬とか下鮎川でするよとか、こういう考え方を皆さんと議論したいと思っております。

先日からお願いしているのは、岩崎では海拔14メートルにこだわってほしいよ。新川であったら13メートルを超える。この水位へ来たときに、まずどういうふうにするかというのを考えると、今、言ったような事例で、今後、上富田町の防災の見直しをどういうふうにするかということを検討しますので、お願いします。

次に介護保険料の問題ではございますけど、確かに井潤議員さん言われるように介護サービスについては充実したらいいのです。私、現場を見たら、これはもうやむを得んな、ある程度充実する必要はあると思うのです。ただ、問題が出てくるのは、平均的に保険料が高くなるという問題がございます。

これは一部の人のために、ためにという言葉も語弊ありますけど、一部の人の保険料の支出が多いので、介護をすべてほかの人にこの負担をさせることがいいのか悪いのか。住居費の問題も出てきますけど、私の一番苦勞しているのは、介護を受けることなしに介護保険料だけ払う人が非常に高くなってきているという現実がございます。これは5、

000円以上になります。5,000円と国の示した以上になるのです。

言われるのは、介護をまるっきり受けないのに何で毎月これだけせんなんのよ、年金これだけないのやよというような問題があります。そのバランスも必要であるということの認識をいただかなんたら、何が何でもサービスは向上、保険料は低くせよと、こういう論法にならんということのご理解をいただいて、私の答弁とします。あとは担当より答弁させます。

もう1つ、放射線量、これはもう私は上富田町独自でする気は全くありません。これはなぜかといったら、ご存じのように数年前に石綿で問題になったのです。上富田町もあのときに測定器を買ったのです。買って、ほかの保育所からすべてはかった。ブームを過ぎたら、あまりそういうことがされない。これはせんという意味ではなしに、既にそういうことについては和歌山県でしているということをご参考にしていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（奥田 誠）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

12番、井澗議員さんの就学援助制度についてお答えいたします。

1点目の経費の試算ですけれども、平成22年度の決算に基づいて試算しますと、小中学生全体で約370万円の経費が必要になってきます。それで参考ですけれども、現在、平成22年度の援助費の決算額は673万3,272円となっております。ですので、合計しますと1,040万円の多額の経費が必要になってきますので、ご了承のほどよろしくお願いいいたします。

続きまして2点目の新入生の入学準備費の支給ですが、井澗議員さんがおっしゃることにつきましては十分理解できますが、この制度につきましては認定制度になっており、仮に小学6年生で認定されていても、その後の家庭の状況等の変化により中学生では認定されない場合もあります。ということから、前もって入学準備費を援助するというのは非常に厳しい、難しいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

議長（奥田 誠）

総務政策課長山本君。

総務政策課長（山本敏章）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

先ほど私の説明の中では、上富田町におけるモニタリング調査が実施されていないと

ということで、和歌山市の基準をもって説明させていただきましたが、その近くでやはり実施されている数値がありますので、あわせて報告させていただきます。

実は6月22日から24日まで、県内13カ所で実施されております。例えばこの近くでしたら、田辺市の扇ヶ浜で調査したところ0.074マイクロシーベルト、それから白浜町の白浜浄化センターでは0.082マイクロシーベルトでした。例えば串本町の水産試験場でありましたら0.07マイクロシーベルトであります。このときに、和歌山市の環境衛生研究センターの屋上での調査は0.073マイクロシーベルトです。

この結果を見ましても、いわゆる福島県の学校での屋外活動の制限のかけられていまず空間放射線量率の3.8マイクロシーベルトよりは低い数字になっておりますので、影響ないものと考えております。

以上です。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

まず初めに介護保険料でございますが、県の財政安定化基金の取り崩し等につきましては、国におきまして介護保険法の一部改正を行い、県に設置しております財政安定化基金を取り崩すことが可能となりました。内容等につきましては、県が取り崩したときは市町村に対して3分の1に相当する額を交付するとなっております。

法律改正を受けまして、県の意向、方針につきましては、現在検討中であります。県からは、県の条例の見直しを行い、基金の取り崩しを行うことを聞いております。現在のところ、町に交付される金額についてはわかっておりませんので、保険料に対する運用についても今のところ未定でございますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

次に1割の介護負担の関係でございますが、同じ月に利用した介護保険料のサービスの利用者負担1割が高額になった場合など一定の上限を超えたときは、超えた部分が高額介護サービス費として後から支給されます。上限額は先ほど言いましたように一般世帯で3万7,200円、住民税非課税世帯で2万4,600円、なおかつ住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税所得年金収入額が80万円以下の人、老齢福祉年金受給者の方、それから生活保護の受給者の方が1万5,000円となっております。

これに伴いまして、満額を使用すると1割負担が大きいのでサービス料を抑制しているというようなケースでございますが、確認しますと、過去13名程度おられたというような報告を受けてございます。なお、プランの作成にあたりましては利用者の意見を聞いて調整しているということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

す。

次に介護職員による喀痰の吸引の事故でございますが、喀痰の吸引につきましては一定の要件の下でやむを得ない措置として認められてございます。医療機関との連携や記録の整備を行い、医師の指示のもと安全かつ適切に実施するため、現在のところ、町内において事故の報告は受けていないものです。

なお、事業の実施にあたり県など関係機関と連携を取りながら、より一層安全性を確保するように進めていきたいと考えてございます。

次に老人ホームの個人負担でございますが、先ほど言われたように低所得の人の施設利用が困難とならないように、居住、食費についても負担限度額が設定されてございます。一例を申し上げますと、介護度4の施設の入所の方の場合、一般ですと支給限度額が30万600円でございます。これの1割負担が3万600円でございます。ただし、利用者の負担限度額が3万7,200円ですが、1割負担の3万600円が低いため、1割負担の3万600円と食費、居住費限度額の実費分10万500円、これにつきましては食費と、それから個室ユニット1カ月分の金額でございます。合わせますと、負担額が13万560円になります。

住民税非課税世帯におきましては所得が80万円以下ということで、支給限度額30万600円、1割負担が3万600円でございます。利用者負担限度額がこの場合1万5,000円でございますので、1万5,000円プラス食費、居住費、限度額、これも軽減されてございます。通常ですと、個室につきましては1,970円が820円に、食費1,380円が300円にと減額されて、月額3万3,600円で個人負担が4万8,600円というように軽減されてございます。

次に夜間対応型のサービスにつきましては、朝から夜の9時までというような形でサービスの提供を行ってございます。ただ、ご質問の人数に関しましては現在のところ把握していませんので、ご理解のほどいただきたいと思っております。

次に要支援者への対応でございますが、地域包括支援センターを中心に活動を行ってございます。いろいろな相談に対応して、また自立した生活をできるよう支援し、高齢者の権利を守ることにについても対応してございます。今後も、要介護状態にならないよう個人に生活機能評価を行い、健康教室を開いて介護予防事業に努めるところでございます。

以上、ご理解いただきますようによろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

12番、井潤 治君。

12番(井潤 治)

まず義務教育の問題ですけれども、少なくとも私が聞いたのは、要保護までそれを拡大するという問題でしたらそんなにお金は要らんとするのですね。これはぜひ、実現するかどうか分かりませんが、検討課題にさせていただきたいというように思います。

それから認定制の問題で、中学の入学前の問題ですけれども、これは、入学する寸前までにある程度のこととはわかるというふうに私は理解しております。東京都なんかでは、それをやっております。要するにやっているところはありますので、これは一遍ひとつそこの資料を取っていただいて研究していただきたい、こういうふうに思います。

それから2つ目の原発関係、防災の、原発の放射能汚染の問題ですけれども、町長は、今、私は絶対これはやりませんと言ったけど、それは安全宣言という意味ですか。今年安全宣言やという意味ですか。

私は少なくともね、今、原発云々ということもありますけれども、放射能汚染が上富田でどれだけあるかという問題を含めて、しかもそのお金の問題は割とかなりいけるのではないかという問題と、それから、病院とかそういうところの機器を借りて調査することさえできるということを申しました。また、保健所などにもそれを設置しておいて、あるいは買って置いて貸し出しをするというようなことも要請してくれという話をしたのです。そういうものについては一切答えてありませんので、さらに答えてください。

もう1つ震災の問題で、私、最初言いましたように生活再建支援法という法律が、これは阪神大震災のときにつくられたものなのですね。これを拡充して、いろんな支援金制度が生まれてきております。和歌山県全体も、その対象になっております。例えば災害弔慰金、災害傷害見舞金、生活支援貸付金、生活福祉資金制度による貸し付け、県税の減免措置、県災害見舞金、生活保護の申請、所得税等の納税期限の延長、所得税の減免、いろいろあります。これをぜひ、適用できるのかどうかというのを含めてそういうところには検討していただきたい。

また、それに伴って、減免制度では市町村に関係しては市町村民税、国保税、介護保険料、医療費の窓口負担、市町村が条例、要綱に基づき減額、免除しますというようなことができるわけですから、これについても検討を願いたい。

そしてさらには、私、先ほど説明して、それに答えていなかったのですが、国、県、町のそういう支援の制度というものについての認識を町民に徹底させるために、それなりのパンフレットをつくるか、あるいはそれを一括して受け付ける窓口をつくることについてはどうか、このことをお聞きしておきたいと思います。

介護保険につきましてはもう時間がありませんので、言いたいことはいっぱいあるのですが、ぜひケアプラン作成のときには十分注意をされて、保険料については可能な限

り減免、安くしていくということを心がけていただきたい、こういうふうに思います。

以上の点について答弁願います。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

教育委員会の問題については教育委員会でまた検討すると思うので、ご了解をいただきたいと思います。

放射線の関係ですけど、私は今日は安全だと思っています。今後の推移はわかりません。そういうことで、今後の推移は別としましても、一般質問でこういう質問がありましたよということは県の方へ言って、上富田町だけではなくに県の対応を今後とも充実するように要望はします。

災害の関係につきましては、そういう適用をされる方があるのかないのか、職員にまた調査をさせます。ただ、私自身、考えているのは、やはり家が被災されているよ、その方については固定資産税とか家屋についてどういう、家屋の固定資産税も含めますけどどういうふうにするか、そういうことについては検討させていただきます。

介護保険につきましては先ほど言いましたように、やはりバランスの問題もありますので、その点は今後とも踏まえていただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

教育長、梅本君。

教育長（梅本昭二三）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、就学援助制度の拡大についてでありますけれども、現状の財政状況を考えますと拡大することは難しいですが、付近市町の動き等を見ながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の中学生の就学援助に係る問題であります。先ほど回答させていただきましたとおり認定制度となっているため、公平性を保つため中学校入学後の対応となっておりますが、付近市町の動向を含め研究させていただきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

12番、井濶 治君の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時30分

議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

質問に入ります前に、今回の12号台風で被災をされた皆様方に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

3項目でお願いいたします。

1項目めは、朝からいろいろともう論議がされておりますようですが、防災問題全般については井潤さんが早い番号を引かれたので、多分全部聞かれるだろうと思いましたが、私は1点に絞らせていただいて、町の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

避難の問題であります、たしか朝の4時ぐらいだったと思うのですが、防災かみとんだですという放送が入りまして、緊急放送ということで、奥田議長名で議員各位ということで、その放送の内容についてお知らせをいただいておりますので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

こちらは防災かみとんだです、緊急放送ということで、中辺路町滝尻付近で山崩れが発生し、富田川をせきとめており、決壊して土石流が発生する可能性がありますので、住民の皆様は富田川河川から至急できるだけ高い場所に避難してください、これは避難勧告ですという放送がかかりました。

本当にびっくりしましたけども、できるだけ高い場所ということで住民の皆さんもいろいろと頭を悩まされたようでございます。岩田の方からお電話いただきまして、通常、岩田地区は上富田中学校が避難場所に指定されておるけども、上富田中学校と富田川の高さというのは、高くないと。だから、そんなところへ逃げてても避難にならないのではないかとということで、いろいろお考えになって、最終的には「愛の園」さんへお世話になったということでございますが、この前の現地調査でも「愛の園」さん自身が浄化槽が沈むというような、本当に想定が難しい災害というのが最近ではいろいろと起こ

っております。

ですけど、やっぱり住民の立場で言いますと、本当に高い場所に避難してくださいと
いって、ぱっとあそこへ行こうと決められにくいというのが現状ではないかと思
いますので、例えば広報車で、本当にみんな避難しているのか、どこへ逃げて
いるのかということも見ていただくとか、そういうことができないものかなと
いうふうに思うわけです。

町の方では、上富田中学校へ来れば2階の高いところへ上るという選択肢が
ちゃんとあったようでございますが、住民の皆さんはそこへ頭が行かなか
ったので、低いからあかんやろうというふうに考えたということは、やっ
ぱり自主防災組織なり町内会で、雨が多かったからどうするか、地震は
どうするかというあたりのお互いの話を詰めるということも非常に大事
な問題ではあるかと思いますが、もう少し具体的な避難先の勧告が欲しい
という住民の声がございますので、これについて町は、今後、どうい
うふうに取り組んでいかれるかということをもまず1点目、お伺いいた
したいと思っております。

2点目につきましては、これも町民の方からご指摘をいただいたのですが、
最近、南紀の台を抜けて白浜方面や田辺方面へ行く車というのが本当に
すごく多いのです。もう土日になったら、峠の信号が5回待ち、6回
待ちしないと国道へ出られないというような状態もありますので、歩
行者の方は本当にひやひやして歩いておられます。

私にも、議員はその道を歩いて抜けたことがあるのかというおしかり
をいただきまして、確かに私もすぐに車に乗って走りますので、歩いた
体験というのは本当にはないのですが、なかってもその危険性という
のは十分に想像ができるわけでございます。

まあ、でも、今、復興ですごくお金が要る時期でありますので、この
前つくっていただいたような立派な歩道というのはなかなかそれは実
現が、ちょっと今の時期はどうかかなという気もしますので、何か
いい方法はないかなということを考えておるわけでございますが、

有料道路なんかはちゃんと歩道が取られているけれども、そのとこ
ろに標識を立てて車と区切りをしているという状態にあります。あれ
をしてもらったら、とりあえずは路側帯を区切ってもらえたら歩
く人の安全というのは今よりはましになるし、費用的にもそれほど
はかからないのではないかなというふうに、素人の考えでござい
ますが、そういうとりあえずの措置ができないかということ
を1回目にお尋ねしたいと思っております。

3点目につきましては、先ほど南紀の台に地域交流センター「紫
蘭」というのを開設されました。非常にいい施設をつくって
いただいて、地元の住民も大変喜んでおるところではあり
ますが、8月中は管理人さんがいないということで、運
営委員が頑張っておけようということで、夏休みであり
ましたので交代で1カ月間、開所をいたしました。お盆
の2日間のお休みを除いて200人程度の来所がござい
ました。

中でも、外に置いていただいているプールが非常に子供たちに人気があって、プールを目当てに来てくれる子供たちというのがすごく多かったわけですが、何しろこれから秋冬に向かってまいりますので、もうプールについても片づけをいたしましたのですが、冬場に向けて何か簡単な外遊びできる設備を考えてもらえないかなと思うわけです。室内で使われるようなブランコとか滑り台とかをあそこへ置いていただいたら、テントも出していただいているので、室内用で十分できるのと違うかなというふうに思いますので、外に置けるそういう簡単な遊具をぜひご検討いただきたいと思います。

さらに、その活用面でございますが、今、申しましたような状況で、子供たちの利用というのは非常に多いわけですが、お年寄りに利用していただくというところにまだ至っていないわけです。特にひとり暮らしの方、老人会に入っていない方、そういう組織されていない高齢者の方にぜひこの施設を利用していただきたいというふうに思うわけですが。

そこで、1つ提案をさせてもらいたいと思います。

こういう本があるのですが、これは東北大学と仙台市が高齢者と児童の交流プロジェクトというのを10回程度行ったという実践報告であります。これは小学生が高齢者に招待状を出して、その出した子供と招待状をもらった高齢者が最初から最後までペアになって、いろんな遊びとか、俳句をつくったりとかということその10回の集まりを通じてやると。その中で高齢者の脳が非常に活性化したり、子供たちが高齢者の模範的な発言とかモラルを自然に教えてもらったりとかということで、双方にすばらしい成績が出たという実践報告がございます。

和歌山でも和大的先生たちがいろいろと地域に出て、いろんな取り組みをなさっておりますので、今年度は無理かもわかりませんが来年度に向けて、そういったふうな子供と老人が何か一緒にできる、そういうことを指導者がついてできるようなものをひとつ考えていただけないかということをご提案いたしたいと思います。

以上、1回目の質問です。お願いします。

議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2番、木村政子議員のご質問にお答えします。

少し時間が長引くのですが、防災について話をさせていただきたいです。

避難指示の関係につきましては、市町村長が行うことになっております。このことは一律に、例えば県知事がするとか首相がするとかいうことではなしに、その地域の実状

を判断するという事になっていきますので、上富田町長の私がそういう形の、上富田町の場合でありましたら最高責任者ということで踏まえていただきたいと思います。上富田町は、富田川の上流の中辺路町の降雨や町内の降雨、富田川の町内の水位を見て判断しております。

今回の台風12号につきましては、役場の総務課で幾つかのホームページを見られるのです、県の。降雨とか水位。その早さ、そういうものを見て判断をしました。

この状況を踏まえて、4日の8時に町内一円に向けて、台風12号の豪雨により富田川の水位が堤防まで2メートルとなっています、低いところにお住まいの方は避難準備をしてくださいと放送しております。

また、主な自主防災組織の関係者への電話連絡をするともに、避難所の開設準備をし、担当者へ2階へ誘導避難するように指示しております。

ということで、2メートルの水位であったらまだ1時間も2時間も避難の余裕があるという判断をしております。それと自主防災組織へ言って、放送も聞けなかったら悪いのですことと。

明け方にしたというのは、先ほども説明しましたように、佐用町の事例があるので避難の方も十分明かりがあるときに避難さすということしております。先ほど言いましたように、2階が適当であるかということ。

その後、田辺市より、中辺路町滝尻で崩壊があり、富田川をせきとめた。田辺市は鮎川地区、栗栖川地区の皆さんに避難するように呼びかけたと報告が来ております。

町は防災対策会議を開催し、現場の状況がわからないので、上流で避難していることと、町としましてもどういう状態があるかわからないので、9時に、こちらは防災かみとんだです、緊急放送です、中辺路町滝尻付近で山崩れが発生し、富田川をせきとめており、決壊して土石流が発生する懸念がありますので、富田川河川から至急できるだけ遠くへ避難してくださいと放送しております。またその後は、高い場所へ避難して、これは避難勧告ということを繰り返し放送しております。

この時点では上富田町は、田辺市が避難させているという状況と、それ以外の詳しい状況はわかりません。まず避難さすということ優先したということで、こういう放送になったということの認識をいただきたいと思います。

その後、大塔行政局へ職員が出向き、情報の収集をさせておりますけど、行政局そのものもどのような状態になっているかわからんということで、現地に職員が出向いております。結果ですけど、そういうものを見た中で町は夕方まで状況を見たのです。

その中で、富田川の水位が下がり、降雨量も少なく、決壊しても富田川内で処理できると判断して、夕方に、同じように崩壊していることと、富田川に近づかないことを踏

まえ、避難勧告は解除します、十分注意してくださいというようなことをしております。

確かに言われるようにどこへ避難指示をするかということですが、あまりにも多量の雨で、既に土石流の水位がもう赤点へ入っていたのです。どこへということでもなしに、まず自分の身を守ってほしいということの放送をしたのですが、そういう経過を踏まえてしたということで、今回の措置につきましては我々は決して間違っていないとは思っております。

今朝ほども言いましたように、東北地方でさえ、あれだけ日ごろから訓練していても、まず起こったときには高いところへ避難してくださいよということがございます。

今、指示したのは、要支援者の場合とか、どういう場合にはどういうふうにするというようなことを研究しておりますけど、ただ、つらいのは、先日のような雨が降った場合にはすべてが上富田町の場合は土砂崩落の危険性の可能性があるのです。小さな被害ですけど、三宝寺でも起こっています。先ほど言われました「愛の園」でも起こっている。

判断としましては、やはりあの場合は上富田中学校の2階が一番適当かなと思っておりますけど、そのときそのときで放送の内容も避難する場所も違うということのご理解いただきたい。

ただ、今後はやはり出てくるのは、健常者の方より要支援者の方については、誰が避難に行って、どこへ避難さすというような格好のある程度の具体性あるということの検討は、今後、させていただきますけど、難しい判断になるということをご了解いただきたい。

一般的に山で土砂があった場合だったら、その高さから2メートルぐらいにといわれるのですが、どの2メートルでも今回の田辺市の崩壊であったら無理だと思っているのです。沢のあるようなところとか山のあるところは上富田町は危険であるということで、できたら判断していただきたい。

今後、例えば南紀の台だったらどこの地点が安心できるよとか、生馬だったらどこの地点が安心できるよというような、そういう目安は検討させていただきます。ただ、検討したところで、生馬の場合は地域内の山の高さから見たら非常に難しいという判断が出てくるように思われます。

今回、生馬の場合は沢でくえて、県道が相当崩壊しております。生馬の場合は、避難場所がこれが適当かと言われたら難しいという判断はありますが、先日も、また今朝ほども紹介しているように栗ヶ谷に逃げるとか、今後、ゴルフ場の跡地なんかへも避難できると思うのですが、そういうところしかないかなと思っておりますので、今後とも研究はしますが、100点満点にならんということをご了解いただきたいと思っております。

次に、峠から南紀の台の道でございますけど、この南紀の台の道の幅員等は調査しております。大体6メートルちょっとあるらしいのです。ただ、道路構造令を置き替えたときに歩道が設置できる幅員でない。今、言われたようにポールをしたところで、歩道の幅員というのはある程度決まっているのです。こういうものができんので、今、言われたように標識を立てることがいいのか。標識を立てたらまた、例えばの話ですけど車椅子の方が通りにくいというような問題があるのか。いろんな難しい問題があります。

ただ、それでできるのは山側へ、交通量があるので歩行者の方も車の方も注意を喚起するというような標識になってくると思うのです。これについては産業建設課長もまた答弁をしますけど、そういう形の中で注意喚起の標識になる可能性が高いということでご理解をいただきたいと思います。

次に、南紀の台小規模多機能施設「紫蘭」の件でありますけど、先ほどからお話ありましたように、夏休みには高齢者の方も子供たちも多くの方々の利用もありました。今後はみずからが利用促進を図っていただきたいのですが、ご存じのように今までは国からの交付金で賄ってききましたが、交付金は打ち切られております。町としては一層の充実を図りたいもので、運営につきましては自主的な判断をお願いしたいのですが、先進地の事例等を見ますと、例えばの話ですけど、子供の読書をするために、私はたびたび論語の話をするのですが、論語を読み聞かせたり、論語のかるたを使ってするとか、そろばんなんかもしているらしいのです。

高齢者のためにはサロンのことをしますけど、岡が一時、先進的なことをやったことがあるのです。これは何をやったかというのは3世代交流事業、要するにおじいちゃんがあつて、保護者があつて、子供さん。その中で何をされたかというのは、ぞうりをつくるとか、竹とんぼをつくるとか、木工教室をしますとか。

先ほどの事例でもありますが、その地域その地域でどういうことが一番いいのか考えていただけるようにできたらお願いしたいのですが、我々としてはできたら3世代交流か、それに近いような格好でしていただきたい。

今年の夏、町も1つ実験したのです。木工教室をしております。こういう格好のものをみずからすることによって、高齢者の方々が今まで生活する上でいろんな経験を積んでいると思うのです。そのことをしたらいいのですが、ここで1つお願いしたいのは、保護者がいかに理解するか。そういうぞうりづくりはおもしろくないと言われたら、それまでです。ぞうりつくるのも必要やし、いろんなことをしているのですが、ただ残念なことにこういうものは子供としてはあまり喜ばないのですが、少しでも無理にでもお願いしてこういうものに関心を持っていただけるような地域づくりをしていただいたら非常に嬉しいかなと思っていますので、今後、我々も努力しますが、よろしくお

願いを申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

2番、木村議員さんの質問についてお答えさせていただきます。若干町長と重複いたしますことをおわび申し上げます。

町長おっしゃるように南紀の台1号線につきましては、近年、通行量が増えていることにつきまして認識でございます。そういった中で議員さんのご質問があり、この週末に何点かを測量してきました。その中で車道分につきましては、今、センターラインが引いてございます。それにつきましては、道路構造令の2メートル75をクリアしてございます。ただ、路側部、路側帯に標識ということなのですが、路側部につきましては狭いところでは大体30センチ、広いところについては峠の上がり口はかなり広いのですが、そういったあたりには赤白のポールとかは設置してございます。

そういうことで、今後、まず調査してみますけれども、町長がおっしゃった今の路側帯にポール等を設置しますと車椅子が通行できづらくなることと、そして、センターラインの移動も考えたのですが、センターラインを例えば峠から南紀の台に上がる方向の右側サイドに寄せたときに、逆におりてこられる方が左側通行となります。そういったあたりの矛盾もございまして、今後、また一層研究もしてみます。

また、ポールの場合でも民家とか事業所にあっては等間隔で設置できない場合もございます。そういったあたりで、車の通行をされる方もあったりなかったりということでとまどう場合もございます。

いずれにしましても、通行される方はスピードを今以上に緩めていただいて通行していただくという形の中で、議員様のご理解等をいただきたいと思います。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時54分

議長（奥田 誠）

再開します。

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

2番、木村議員さんにお答えします。

先ほどの避難の放送の時間ですけども、ちょっと違っておりますので訂正させていただきます。

一番最初に避難の放送をさせていただいたのは9時です。8時半の段階で田辺の方から富田川がふさがれたという情報が入りましたので、それを受けて一番最初に放送させていただいたのは9時です。

その後、2回続けて、9時15分、9時30分に放送させていただいて、避難勧告を出させていただいたのは9時45分です。

それから、避難解除を出させていただいたのが3時15分になります。その点、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

まず初めに、地域交流センター「紫蘭」は7月より、南紀の台小規模多機能施設運営委員さん10名のご協力により、1カ月間、毎日交代で開所をしていただきましたことに対しましてお礼申し上げます。ありがとうございました。おかげさまで毎日大勢の方の利用がございました。中でも特に子育て世代の親子の方がプールを利用されています。今後も子育てされている保護者の交流の場として利用していただければと考えています。

施設の充実として、冬場に向けて簡単なブランコ、滑り台等を設置できないかのご質問ですが、今後、利用状況などを検討しながら考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

もう1点、町長と重複するところがございますが、今後の活用につきましては、9月より相談員兼管理人を置いて、住民生活に光をそそぐ交付金事業の趣旨に沿って、DV対策、弱者対策、その他いろいろ悩みを抱えた人たちが気軽に集い、相談できる施設として充実していきたいと考えております。

以上、よろしくをお願いします。

議長（奥田 誠）

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

私、あんまりその中身ははっきり覚えていないんですが、何か朝の4時ぐらいに避難せよという放送がかかったような記憶があるんですけど、それは何ですか。ない。夢、

見たんかな。

ビッグUで毎年和大的の先生が指導して、「マナビスト」という一般社会人が自主的に勉強する、そういう集まりがあります。私ももう5年参加しているのですが、毎年テーマが変わるのです。私が行った1年目は「防災」テーマで、ちょうど山古志なんかの地震の直後だったのでその勉強をしまして、それから3年間は「まちづくり」をテーマにやるということで、去年は特に若い方たちを対象にしたいろんなインタビューとかいろいろ勉強をしてみいました。

今年はまだ「防災」をテーマにやるということで、今年の指導教官は和大的の准教授の照本先生という方ですが、その方がこの前の1回目の会議のときにおっしゃった言葉なのですが、こういう災害についても昔は個人の責任でやっていたと。それがだんだん行政の責任というふうが主に追及されるようになったけれども、また、今、個人がどういふふうに災害に対処するかというふうに昔に帰っている部分があるのじゃないかという講義がこの前ありまして、やっぱりそのところが大事なんじゃないかなと私も思います。

自助・共助・公助といいますけども、まず自助の部分がきちんとないと、行政の責任ばかり追及しても、特に避難の問題なんかだったらもう本当に個人のそのときの判断というのが命の分かれ目になるので、そのあたりを平生からもっと住民同士で話し合えるような場の提供というのは、やっぱり行政の方で機会あるごとにお願いをいたしたいというふうに思います。

特にこのごろは考えられないような、想定外というのが1つの流行語のようになっていますけど、本当にこの前の雨なんか、私も結構うん十年も生きていますけど、あんなに切れ目なしに雨が降った経験というのは本当にはないです。初めてのようになりますので。災害の起こり方というのが、もうすごくいろんな形で起こるようになっていますので、その点を十分行政がイニシアチブを持っていると平素からの備えをしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

2点目の歩道の問題ですが、結構南紀の台の入り口から峠、距離的にいうとかなりありますね。あれは2キロぐらいありますか、どんなになる。

(発言する者あり)

1キロ300。その全部に均一に標識を置けといっても難しい問題もあるし、右へ行ったり左へ行ったりと、それは逆に横切らんなんか危ないと思うので、差し当たり標識を置けるところだけで何とか考えていただけんかなと思うのですが。溝の中から生えている草が結構邪魔になりますよね。あれを何とか考えていただけたら、もうちょっと道が広く使えるというふうに思いますので、これはもうちょっとご検討をお願いしたい

と思います。

それから「紫蘭」の件ですが、運営委員さんが非常に熱心なのです。これはありがたいことだと思いますので、毎月1回ぐらいは会議をせなあかんとか言われているので、逆に大変やなと思いますが、いろいろ相談をしながらやっていけるとと思いますが、1つ要望です。

あそこにたくさんの本を置いていただいています。今、管理人さんが一生懸命カバーをかけていただいていると思うのですが、あそこへ来た方の要望で、大人向きにすごくいい本なんかいっぱいあるのです。こんなごっつい本ね、あそこへ来たときに読んでくれという話ですけど、それはね、現実的じゃないです。1冊の本を読むのにやっぱり5時間も6時間もかかる本をね、あそこへ行く都度都度読んで、そしたら1冊読むのにどれだけ行かんなんかわからんし、子供らもがさがさ遊んだりしているので。

運営委員会が結構しっかりしていると思うので、貸し出しというのを考えさせてもらいたいと思うのです。本をきちり管理するという前提で、貸し出しをできるような検討をぜひお願いできないかと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

災害についてよく言われる言葉に「歴史から災害を学べ」という言葉があるのです。今回の浸水したとか崖崩れも、やはり我々の目から見たらここは低いなどと言われるところに家を建てているとか、急峻なところへ建てているということもあるのです。それが悪いとかいいとか言うわけでもないのですが、そういう歴史から災害を学んで自分も勉強し、避難するということも必要であるということ町民の皆さんも認識していただきたい。そういう議論をしていただきたいです。

今の出前講座は7月から始まっているのですが、我々としましては大きな災害、津波と水害、明治時代のことを啓発するということをつくっております。ただ、たまたまですけど、今回の台風12号で明治時代と同じような被害を受けたわけですけど、そういうものを繰り返す中で我々もいろんな形を勉強させていただき、住民の方も勉強していただくというような格好で今後ともよろしく申し上げます。

次に、峠から南紀の台までの件ですけど、先ほど言いましたように、こちらをよくすれば弊害も出てくるのが実状でございます。丹田台の場合、大谷側から熊高へ行くときにマンションがあるのです。その人の子供が通るといことで前へ、横断歩道がありま

すよというようなことの喚起をした標示をしております。そういう標示がどういう程度にできるかというのは今後は検討します。

ただ、道路構造令で定められたようなことはできないし、そのことをして間違っていた場合はやはり問題が出てくるので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

本の貸し出しにつきましては、うちのところの場合は図書館で貸し出ししております。それを参考に貸し出しするという方向でできたら運営委員会の皆さんと検討していただいたらいいし、また別の方向で、例えばなのですけど、私が本を読んだらその本を図書館へ持って行って寄付するというようなこともしているケースもあります。いろんな方法を考えた中で地域の利用促進に役立ったら非常に嬉しいかなと思ひますので、今後、勉強はさせていただきます。

議長（奥田 誠）

2番、木村政子君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、山本明生君。

1番（山本明生）

2点お尋ねします。

台風12号による豪雨で、紀伊半島各地に人的にも物的にも多大な被害が出ました。亡くなられた方及び被災された方には心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

町長の本日の冒頭でのあいさつ、状況報告及び今後の対応についての話は大変心強く聞かせてもらいました。被災箇所が多数あり、現在までの被害額がわかれば発表していただきたい。

また、二次災害を防ぐためにも緊急避難の発想を持って、守備範囲の分担はあると思ひますが、柔軟な対応でお願いしたいです。

続きまして、熊野古道のことをお願いします。

去る8月11日付の新聞に、熊野古道の王子社も世界遺産にとの記事が掲載されました。世界遺産・紀伊山地の霊場と参詣道に含まれていない王子社の追加指定を目指すとの内容であります。

町内にも八上、稲葉根、一ノ瀬とありますが、当然、世界遺産となれば喜ばしい限りではあります。また反面、規制も厳しい条件があると思われ。当局の今後の動向と見解を聞かせていただきたいです。

以上です。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長(小出隆道)

1 番、山本明生議員のご質問にお答えします。

まず初めに台風 1 2 号による町内の被害についてであります。一般質問が始まる前に災害復旧の取り組みを説明しましたが、大まかな箇所とか被害額につきましては現在のわかり得る範囲で担当の方から説明をさせます。

次に熊野古道であります。ご質問の趣旨については担当より説明させますが、私は、歴史的な文化財は町の指定とか県の指定、国の指定を受け、指定については段階的なこともあります。保存が必要と考えています。

熊野古道以外にも文化的なものは保存し、熊野古道につきましては八上王子、稲葉根、一ノ瀬王子がありますが、先ほどお話ありましたように、ポイントポイントでできんかということが県の方で検討しているらしいです。

上富田町は、中間はもう無理らしいです。できたらそういう点でも指定が受けられるものでありましたら指定を受けたいなという気持ちはあります。ただ、その中で地元がそのことを理解してくれるかくれんかということが非常な問題になってきます。

できましたらそういうことがありまして、保存をするということにおきましては大事なことでありますので、地元のご理解をいただきたいと思います。この点につきましては教育委員会から答弁させます。

議長(奥田 誠)

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

1 番、山本議員さんの質問にお答えいたします。

今現在、情報収集を行っている最中で、金額についてはアバウトですが、まずトータルの昨日現在で 2 3 0 件の被害があります。

その内訳といたしましては、県関係も含みますけども、町道、河川等で 1 0 0 件、農地あるいは農業施設 5 3 件、林道につきましては 4 路線という形の中で約 2 4 件を数えています。これ以上になると思います。その他の中で急傾斜等につきましては、先ほどからお話ししてございますように 1 2 件、これももう少しは増えてきます。治山につきましては 4 件、その他の部分の計 1 6 件で、その他につきましては水路が詰まったりとか倒木等とかヒューム管が詰まったりとか、そういう小災な被害でございます。そして、合わせて 2 3 0 件。

金額なんですけども、今現在、例えば河川と町道が併設してありましたら河川の方の県であるのか、町の方でせないかんのかというあたりも含めまして、もう私個人的な見解なんですけども、公共土木災害につきましては 2 億 5 , 0 0 0 万、農地、農業施設被害に

つきましては1億5,000万、林道関係費につきましては8,000万、そして農作物被害、米とか梅とかミカンの倒木等々で約3,200万。この3,200万は振興局調べとなっております。

以上、報告させていただきます。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

1番、山本議員のご質問の熊野古道についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、上富田町内には、現在、町指定の文化財37件、県指定8件、国指定1件の文化財がございます。そのうち王子跡は八上王子、稲葉根王子、一ノ瀬王子の3件がありますが、いずれも現在は県の指定文化財となっております。

現在、和歌山県では平成22年度より5カ年計画で文化財の指定促進を図っておりまして、世界遺産・紀伊山地の霊場と参詣道に含まれていない王子社の追加指定を目指す学術調査委員会が発足されております。その委員会の中で上富田町の3つの王子社、先ほど申し上げました3つでございますけれども、これが歴史的、学術的にも価値が非常に高いとして、世界遺産登録の候補として上がっております。

和歌山県では、今後、平成26年度末を目指しまして測量調査等を行い、国の文化財指定並びに世界遺産の指定範囲拡大を目指していくというようでございます。

史跡等の文化財を保護、保全し、後世に残していくということは私たちの責務であると考えておりますけれども、一方で、指定を受けますと維持管理や周辺の景観整備等にも制約や影響が及ぶために、県の計画等を十分把握し、県と十分協議しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

1番、山本明生君の質問を終わります。

2時25分まで休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時25分

議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番、大石哲雄君。

5番（大石哲雄）

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず第1点目は……

議長（奥田 誠）

ちょっとすみません。

8番、榎本議員さんから早退届が出ておりますので、報告します。どうもすみませんでした。

5番、大石議員、お願いします。

5番（大石哲雄）

大分議長もお疲れのことと思いますが、シンプルに聞きますのでシンプルに答えていただきたいと思います。

それでは、まず第1点目は統合保育所についてでございますが、現在、建設予定地の協和ブロックの工場跡地ももうほとんど整地が終わりまして、すっかり広場のような格好になっております。住民から大変心配されておりました周辺の排水の問題ですけれども、先日の台風の大雨にもかかわらず浸水による浸食もなく、埋め立て予定の高さを考えますと、ほぼもうこの問題はクリアされたのではないかとひと安心しているところでございます。

しかし、私はもう1点大きな問題があると考えております。それは、進入路となります三叉路があるのですが、その問題であります。今現在、三叉路ですが、進入路が設けられますと四叉路ということになるのですけれども、ここが、現在、魔の三叉路といわれておりまして、大きな交通事故が年に二、三度は必ずあります。

特に岩田橋の方から斜めにおりてくると、それから上流側の上岩田方面からのところに梅の木があったり、大きな看板、杉の木があったりして、かなり見通しが悪いのです。カーブミラー1基があるのですけれども、何か不注意がありまして必ず大きな事故が発生しております。

保育所建設時には工事用の車両もかなり出入りするでありましょうし、完成時には保護者の車、特にお母さんの運転する車が多くなってくると思います。お母さんの車の運転が下手とか女性の車の運転が下手と、これは決して申しませんが、台数が増え、子供を巻き込んだ大きな事故が発生する確率はかなり高いと思います。

また、あそこは岩田小学校の通学路でもあります。私はせめて点滅信号の設置ぐらいは必要ではないかと思うわけですが、そこら辺の交通安全対策につきまして町とし

てどういう方針をお持ちか伺いたいと思います。

それから2点目は、残される保育所の跡地の利用法であります。まだまだ先のことでありますから計画等はできていないと思われましても、岩田、生馬、市ノ瀬と3カ所あるのですが、岩田は岩田愛郷会の土地だと思えます。もし利用方針、あるいは計画があれば、あればいいのですが伺いたいと思います。

それから3点目、これもまだ先の問題であるのですが、統合保育所の給食等の問題であります。従来どおり保育所内調理として町内業者からの食材を購入するのか、地産地消の方針でやっていくのかどうか、気になっている商売主の方もございます。それとも指定管理者制度のように外部委託としてしまうのか。そこら辺の方針がもし決まっているようであれば伺いたいと思います。

それから、これもまた参考にお聞きするのですが、現在の各保育所と統合保育所との比較において分子が子供の数、分母が保育士の数で、この比率で、これがどうなるか、どういう方針になっていくかというところであるのですが、入所子供数の変動で変わってくると思うのですが、予測の範囲内で結構でありますので伺いたいと思います。

それから、町内放送の件であります。

町内放送が聞こえにくい、あるいは全く聞こえないという声がたくさんあります。この放送網の整備につきましては、この整備に取り組んではどうかということにつきましては、前々回の総務教育常任委員会の席上で町長に見直すつもりはないかというようにお聞きしたと思うのですが、お答えとして、さまざまな理由があって見直せないという考え方をこれは聞いております。なおその上で、それを知って、少ししつこいように恐縮ですがお聞きしたいのですが。

先日の富田川の土石流からの避難勧告という放送がありましたけども、全くこれが聞こえなかったという苦情が、これは町当局にも来ているかと思うのですが、私のところに今回だけでも生馬口付近の方、それから三宝寺付近、それから岩田付近の方から住民の声として届いております。わざわざ夜電話がかかってきて、言ってくれた方もあるのですが。

先ほどから町内放送の内容についていろいろ質問され、答弁されて、内容につきましても大変重要なことだと思っておりますが、この聞こえないということが最初の根本の問題だと思っております。この町内放送の緊急時に果たす役割と重要性を考えて、再度、整備についてお考え直すことはないか伺いたいと思います。

それから紀の国わかやま国体に向けてのことなのですが、今現在、有能スポーツ選手の職員採用特別枠が検討されているようであります。これについて1つ伺いたいと

思うのですが、これにつきまして、町長が7月の臨時議会でも冒頭に、全般的に和歌山県のスポーツ施設、選手の指導、育成に関して他府県と比較して遅れていると痛感していると、こういうことでございます。特に選手層が薄いことに問題があると云々という話ですが、特に選手層が薄いということであります。これを読ませていただく限りでは、今回の職員採用特別枠というのは、国体選手として出場できる有能選手を県外から確保して採用するということかどうなのかということでございます。それが1点目です。

それから2点目、この競技選手確保ということであれば、2010年開催の千葉国体で少し問題になりました。それで2011年、日本体育協会は参加資格の基準を決めたと思います。その基準クリアのためおのおの市町村へ選手採用配分ということのようなことであれば私としてはあまり感心できるものではないと考えておるのですが、町長の方はどうかお聞きしたいと思います。

それから、これは次の問題ですけど、3点目ですけども、これは県知事の判断にほとんどよるものだと思うのですが、開催する県が総合優勝杯ですか、天皇杯を獲得せねばならないというセオリーがあるようでございます。かつての和歌山県の黒潮国体でも、開催県として大勢のスポーツ選手や関係者を県内で採用し、総合優勝したと聞き及んでおりますが、このセオリーは2002年の高知国体で一度は橋本大二郎知事によって廃止されたのでありますが、再度、復活して、今現在は常態化しておるところだと思います。

さきの有名選手の確保もこのためとも思われがちなのですが、町長はこの開催県の総合優勝常態化についてどう考えられるか、参考にお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

5番、大石哲雄議員の質問に答えます。

まず初めに、統合保育所についてでございますけど、現在、設計中で、平成25年4月開所に向けて取り組んでいるところであります。統合保育所の位置を決めるにあたり、現在の保育所と比較するとともに、利便性等を検討して決定しております。交通問題の関係でございますので、交通の利便性や危険性も含んで検討しています。

生馬保育所は南側に県道があり、公民館から入る場合は急な坂道ですし、町道側から入る場合は取りつけ道路が狭いという欠点がございます。

岩田保育所は現在は広くなっているけど、以前は狭いし、計画している統合保育所と

は条件があまり変わらないように思っております。

市ノ瀬保育所の場合は、県道からの取りつけ道路は坂道になっています。

まず初めに統合保育所は現在の保育所より安全性について検討していますが、いずれの3つの保育所より今回の統合保育所は安全性が保てるというふうに考えております。

次に統合保育所の取りつけ道路は全幅6メートルとしますが、岩田の橋とこの中心とを見たら若干ずれているのです。上側へずらしたらいいのですが。こういうことがございます。

もう1点は、先ほどいろんなことがありますけど、県道上富田南部線はあの部分では直線になっております。岩田橋も直線、保育所の取りつけ道路も直線ということで、変則的でありますけど大きなカーブはありません。

また、国道311号のバイパスがあり、交通量も他の区域と比較して多くないという判断の上で位置決定したことがございますし、県道側に歩道があります。この歩道とか、岩田橋側の方へきちんと、これはもう通行人がちゃんとそれを守っていただく。停止をしていただいたら、停止線を設けて停止していただいたら事故は起こらないというふうにしておりますけど、いずれの場合も、ちょっと聞いたら、あまりにも道幅が狭いので停止せんのと違うかなということが多いらしいのです。できたら停止するとか、通学路になっているので、その部分については例えばラインを入れるとかというようなことをしたいです。

点滅につきましては必要であろうと思うのですが、やはり難しいという、今の時点でやはり難しいのではなかろうかと言わなければ仕方ないと思うのです。

そういうことで、暫定的には停止線をはっきりするとか、ライン関係をはっきりするとか、カーブミラーをつけるとか、安全性を向上させるために横断歩道をするとかというような、こういうものはさせていただくということにします。

次に跡地利用の問題でございますけど、生馬、岩田保育所の土地は上富田町の土地ではなく、財産区の土地とか愛郷会の土地になっております。その関係上、財産区、愛郷会へは、後の土地利用についてどういうふうにするか検討をお願いしております。

市ノ瀬保育所については、上富田町の所有であります。ただ、耐震化されていません。その中で利用するのか撤去するのか検討中でございますけど、私としては何らかの利用をしたいなということ、耐震化されていなくても何かの利用をしたいなというふうな踏まえ方をしております。

給食の問題でございますけど、私はできる限り、指定管理制度であろうと上富田町の業者の人が潤うような格好にさせていただきたいのです。地産地消という問題はありますけど、地産地消は無理です。といいますのは肉類については非常に、上富田町で調達

できても、その肉が宮崎産であったり熊野牛でないということが往々出てくるので、地産地消というのは安易に言葉は使いますが、非常に難しいということのご理解をいただきたいなと思っております。

現在の保育所については臨時保母も入れて、僕は相当充実しているように思っております。その中で統合することによって、本来であったら少なくなるような格好になってきますけど、そのようなことにつきましてはやはり雇っていることもありますので、どういうふうにするかというのは、今後、保育所の担当の者とか副町長に検討はさせていただきたいですけど、原則的には保育士の数は下がる方向になるというような認識はお願いしたいと思っております。

なお追加的で、これは質問ではないのですが、保育行政は非常に難しくなってきました。昨年11月に認定子ども園方式を取るということで、政府はいったん発表しました。それが2週間後に撤回された。現在は、子ども園方式にし、検討されておりますけど、保育所と幼児教育の難しさ、また従来でありましたら国費とか県費を認めていただいたのですが、平成23年度の予算を見たら、3億円ほど保育料の運営費が要るのに国・県で600万円しか補助金がないというような状況でございます。

強いて子ども手当のことを言うわけではないのですが、子ども手当をする前にこういう部分にやはり力を入れていただけるようお願いしたい。

要するに、上富田町の場合は民間へ保育所を移すというような状況でないということをご理解いただきたい。しようと思ったらできるのです。印南町がしたのです。私もしたいことはしたいのですが、やはりそういうものがないのか悪いのかというのはもう少し研究する必要があると思いますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

次に紀の国国体の件であります。初めに特別枠の職員採用のお願いするにも、さきに述べましたように和歌山県はスポーツの施設の整備とか指導者、選手層が他の府県と比較して充実しているとは言えんと私は思っております。

私は国体も含め、上富田町のスポーツの指導に当たる人材を求め、国体でも活躍できる、指導者としてもよい人材がないか、県の教育委員会へ相談しました。その中で、県外から採用するのかということがありますが、これは県外になろうと、県内になろうと、町内であろうと、これは一般職員も同じことです。これは、住居地によって人の採用というのは制限できません。そこで出てくるのは、日本国内の中で選ぶというような格好で、今の採用基準というのはそういうふうになるということで1つはお願いしたいと思います。

先ほどの中で、選手を市町村に割り当て的な配分はあるのかということ、これはありません。これはもう私の判断ということで踏まえていただきたい。私はできたら、この人

材だけで上富田町のスポーツ振興はできるとは思っておりません。できましたら上富田町の学校の先生方、地域、現在しているシーカの皆さんとかの力、強いて言えば1人ではなしに2人とかでする中でしたい。というのは、上富田町の学校の中の体力は決して全国的に見て高いわけではないのです。

そういうものを踏まえてどういうふうにするかということを検討しますが、一番お願いしたいのは人のいい人間、やっぱりよく考えたら性格面が言われるように思っています。性格もよくて国体にも出ると、こういう人を採用したいという欲張りの中で県と相談するというでひとつお願いしたいと思います。

次に出てくるのは、国体の総合優勝をねらうのかといたら、これは誰でもねらいたいものです。誰でもねらいたいと思うのですが、そのことができるかできんかというのは私の判断ではなしに、先ほどお話しありましたように知事とか県の段階の判断になってきます。

ただ、1つお願いしたいのは、国体を契機に和歌山県の施設整備とかスポーツの指導力が高くなるとか、地域の経済の浮揚になるというようなことにつままして、できましたら議員の皆さんもご協力をいただけるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

難聴の……

町長（小出隆道）

はい、わかりました。次に町内放送の件でございますけど、大きく分けて2通りあります。2通りあるというのは、これは防災かみとんだという放送をしています。防災が主でございますけど、上富田町の場合は平時の放送、また災害時の緊急の場合の放送がございます。平時の放送で緊急とかがあるということは言われておりますけど、すべてするという事は困難なことです。

できたらこういう携帯を、要するに僕も持っていますけど、家の中へ設置するということでしたら納得なのですが、それをしたところで無理。なぜ無理かといったら、電波が届かんという地域がどうしても上富田町で出てくるのです。街中でもあります。ビルの陰になるとかいろんな形で。そういうことで、それを100%クリアするということが非常に難しいなと思っております。

そこで出てくるのは、上富田町は白浜のFMへ頼んで1週間に何回か大事なことを放送していただくとか、インターネットで発信するとか、いろんな手段をしております。

先日も言われたのは、そういうことを言ったら、ツイッターでその日その日のことを書いたらどうだということの提案もあるのです。

放送については、今後、検討しますが、この費用についてはすべてのものとなったら莫大な費用がかかるという認識をいただきたい。緊急時の場合ですけど、緊急時は非常に難しい。今回の災害は、災害と言われながらも停電の時間が短かった。住田町で言われたのは、いざ大きな災害のときは電気がゼロになるよ、防災無線は当てにせんしかいい。特に言われたのは、親に緊急的な非常用の発電機が来たって子の方がもたんよ。子は蓄電器を持たせているらしいのです。上富田町が調べたら、設置したときにだったら3時間とか3日間ぐらいもつのですが、もう多分今の段階であつたらもうもたんのと違うか。1時間ぐらいしかもたんのと違うのかなと言われております。

これを言われたのは、停電した場合は2日か3日もつようなバッテリーを設置することがいいのと違うかなと言われておりますけど、上富田町の場合は1回するのに何百万とかかるらしいです。あまり防災無線に期待するということが難しい。

そこで出てくるのは、地域のFM放送がやはりこのごろできているというような格好になっているのですが、いずれにしましても情報の伝達はどういう中で、例えば若い人であつたらインターネットを見ることもできますけど、年寄りの人だつたら見れん。その人にどうするのかといたら、やっぱり緊急時の場合は自主防災組織を通ずるとかそういうものを検討しますが、すべての上富田町の地域の中で防災無線は難しいという判断をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

よろしく申し上げます。5番、大石議員さんのご質問にお答えします。一部町長と重複する部分がございますが、よろしく申し上げます。

まず、保育士数の比率についてのご質問ですが、児童数に対する保育士数につきましては、児童福祉法により保育所の最低基準が設けられています。基準としまして、0歳児はおおむね3名につき1名、1、2歳児はおおむね6名につき1名以上、3歳児はおおむね20名につき1名以上、4歳以上はおおむね30名につき1名以上の保育士の配置が定められています。現在の各保育所の保育士数につきましても、当然最低基準以下にならないように保育士を配置しております。

現在の3園の児童数に対する保育士の比率であります。所長を除き、加配保育士を含め、児童の年齢を考慮しない単純計算でいいますと、生馬保育所が児童34名に対し保育士5名で、児童6.8名につき保育士が1名、岩田保育所は児童52名に対して保育士8名で、児童6.5名につき保育士が1名、市ノ瀬保育所が児童35名に対し保育

士7名で、児童5名につき保育士1名となっております。

3園を平均しますと、児童6.1名につき保育士1名の割合となっております。

統合保育所につきましては、現在、3園で実施していない0歳児、1歳児保育も実施する計画でありますので、あくまでも予想の範囲であります。保育士17名程度で児童8名につき1名の保育士が必要になると考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

5番、大石哲雄君。

5番（大石哲雄）

1点だけ町長にお聞きしたいのですが、防災無線の件ですけれども、町当局へは町民の方から、例えば聞こえにくいとか聞こえんとか、そういうような苦情は来ていませんか。

もし来て、そういうことに対して、今、町長みたいに恐らく電話でも来たら答えられると思うのですが、どういう具合に返答しているか、ちょっと参考にお聞かせいただきたいと思うのですが。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

苦情は来ているのは事実です。ただ、その場合でも、その人のいうたらスピーカーの近いところを調べて、こういう事情でやはり聞きにくいところがありますので了解してほしいよということをお願いしておりますけど、納得はしていただけません。

できたら、一時は予算を多く見て、白浜のFMで毎日放送していただいたのです。一時、120万円ぐらい払ったのかな。今、8万円ぐらいしかしていないのです。そういう方法もあるのだけど、やはり財政が厳しい中です。財政が緩やかになるのだったら、今、言いましたようにその方に対してはこういう形で聞けますよとしたら解決すると思うのですが、難しいということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

5番、大石哲雄君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は明日9月14日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

どうも本日もご苦労さまでした。

延会 午後2時52分